

令和2年6月 第2回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 令和2年6月16日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和2年6月16日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	須藤敏規君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	永安文男君
7	橋本義雄君	8	平田康範君	9	淡田邦夫君
10	川副善敬君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事 兼 事業理事	松本孝雄君	総務課長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君
税 務 課 長	大平弘明君	住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	安達伸男君
建 設 課 長	川崎順二君	産業経済課長	藤永尊生君	水道課長	橋川貴月君
会 計 管 理 者	内田明文君	教 育 次 長	水本淳一君	農業委員会事務局長	金子 剛君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	濱野 聡君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長会議報告

(1) 令和2年度 第55回西九州自動車道建設促進期成会 定期総会

(2) 令和2年度 東彼杵道路建設促進期成会 総会

日程第4 町長報告

- (1) 報告第3号 令和元年度 繰越明許費繰越計算書（一般会計・公共下水道事業特別会計）
- (2) 報告第4号 令和元年度 佐々町水道事業会計継続費繰越計算書
- (3) 報告第5号 令和元年度 佐々町水道事業会計予算繰越計算書
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関する本町の対応について
- (5) 災害対策について

日程第5 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 条例等について
 - ② し尿・ごみ処理について
 - ③ 庁舎建設について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① まちづくりについて
 - ② 事業の進捗状況調査について

日程第6 一般質問

- (1) 5番 阿部 豊 議員
- (2) 3番 永田 勝美 議員 （*録音機不備により要約となります）

日程第7 発議第1号 新庁舎建設に関する調査特別委員会の設置について

日程第8 議案第49号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件

日程第9 議案第50号 佐々町手数料条例の一部改正の件

日程第10 議案第51号 令和2年度 佐々町一般会計補正予算（第3号）

9. 審議の経過

（10時00分 開会）

— 開会 —

議 長（川副 善敬 君）

ただいまから令和2年6月第2回佐々町議会定例会を開会します。
開会にあたりまして、町長から御挨拶をいただきます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、一言御挨拶を申し上げます。
皆様、おはようございます。
本日、令和2年6月の第2回の佐々町議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中に全員御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。
新型コロナウイルスの感染症に係る緊急事態宣言が全面的に解除されましたが、連日の報道によりますと、大都市ではいまだに収束をせずに、感染の第2波、第3波への懸念も強く、感

染拡大があるのではないかと心配しているところでございます。緊急事態宣言は解除されましたが、感染リスクが完全になくなったわけではございません。町民の皆様、議員の皆様には、これまでの同様に3つの条件が重なる場ではなるべく避けていただくとともに、新しい生活様式の実践をお願いしたいと思っております。皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、佐々町新型コロナウイルス感染症に関する本町の対応につきましては、後もって町長報告をさせていただきたいと思っております。

今回提案いたしております19件の提案事項でございますけど、皆様方には御理解をいただきながら、御承認をいただきますようお願い申し上げます。議会の開会にあたりまして、簡単でございますけど御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長（川副 善敬 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、7番、橋本義雄君、8番、平田康範君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第2、会期の決定を行います。

6月本定例会の会期については、さきにお配りしました日程表のとおり、6月16日、本日から6月17日までの2日間にしたいと思います。

日程の内容について、順を追って説明を行います。

6月16日、本会議の1日目には、まず諸般の報告を行います。

1番目に議長、会議報告2件の報告を私から行います。

次に、町長報告ですが、5件の報告を町長からお願いします。

次に、委員会報告です。

1番目に総務厚生委員会所管事務調査、2番目に産業建設文教委員会所管事務調査の報告を、それぞれ委員長からお願いします。

次に、一般質問です。別紙質問通告一覧表のとおり、2名の方の質問です。

次に、発議第1号の1件です。

次に、議案審議です。

議案第49号から議案第51号までの3議案、上程順位については議案番号順の上程を予定しています。審議終了後、散会となります。

6月17日、本会議の2日目です。昨日に引き続き、議案審議です。

議案第52号から議案第67号の16議案、上程順位については議案番号順の上程を予定しております。

次に、選挙第1号から選挙第2号までの2件です。

次に、発議第2号の1件です。

続きまして、閉会中の所管事務調査を予定しています。その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

以上のような手順で進めたいと思います。

本会議は、6月16日、17日です。

お諮りをします。本定例会の会期は、6月16日、本日から6月17日の2日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は6月16日、本日から6月17日の2日間に決定しました。

日程表に従って、議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長会議報告の2件を私のほうから行います。

諸般の報告。

1番目は、資料の1ページから7ページです。令和2年度第55回西九州自動車道建設促進期成会定期総会については、令和2年5月15日に開催予定とされておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。議案については、書面決議となります。令和2年5月29日に全会一致で承認、可決されました。

議案として、2ページの令和元年度事業報告、3ページから4ページの令和元年度決算報告、会計監査報告については、原案のとおり承認、可決され、4ページから5ページまでの役員改選案、5ページの令和2年度事業計画案、6ページの令和2年度歳入歳出予算案については、原案のとおり可決されました。7ページについては、期成会会長からの書面決議結果の通知を参考までに添付しております。

2番目は、資料の9ページから14ページです。令和2年度東彼杵道路建設促進期成会総会については、令和2年5月29日に開催予定とされておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。議案については、書面決議となり、令和2年6月1日に過半数の賛成をもって承認、可決されました。

議案として、10ページから11ページの令和元年度事業報告、11ページから12ページの令和元年度収支決算監査報告については、原案のとおり承認、可決され、12ページの役員改選（案）、13ページの令和2年度事業計画（案）、同じく13ページ、令和2年度収支予算（案）、14ページの会員の追加加入については、原案のとおり可決されました。14ページの期成会会長からの書面決議の結果の通知を参考までに添付しております。

今報告しました議長会議報告2件の関係資料は、議員控室に置いてありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 町長報告 —

議 長（川副 善敬 君）

次に、日程第4、町長報告に入ります。

5件の報告をお願いします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、町長報告をさせていただきます。

報告第3号地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費繰越計算書について別紙のとおり報告する。令和2年6月16日提出、佐々町長。

記。令和元年度佐々町一般会計予算繰越明許費繰越計算書、令和元年度佐々町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、中身につきましては、企画財政課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお開きください。

令和元年度佐々町繰越明許費繰越計算書。会計名、一般会計。

2款総務費1項総務管理費、事業名、西肥自動車ICカード導入補助金、金額388万3,000円、翌年度繰越額388万3,000円、一般財源388万3,000円。この事業につきましては、nimocaのカードの導入補助金でございますけれども、今月6月28日のサービス開始予定となっております。

続きまして、3款民生費2項児童福祉費、事業名、新型コロナウイルス感染症対策事業、金額350万円、翌年度繰越額347万9,000円、未収入特定財源として国・県支出金347万9,000円です。この事業につきましては、7月に完了の予定となっております。

続きまして、6款農林水産業費1項農業費、事業名、ため池マップ等作成事業、金額790万円、翌年度繰越額787万7,000円、未収入特定財源として国・県支出金770万円、一般財源17万7,000円です。この事業につきましては、令和3年3月の完了予定となっております。

続いて、6款農林水産業費1項農業費、事業名、農村地域防災減災事業負担金（ため池整備）、金額1,078万4,000円、翌年度繰越額1,078万4,000円、未収入特定財源として地方債940万円、その他134万8,000円、一般財源3万6,000円です。この事業につきましても、令和3年3月の完了予定となっております。

続いて、8款土木費3項河川費、事業名、江里川支流護岸整備事業、金額1,020万円、翌年度繰越額1,020万円、未収入特定財源として地方債1,010万円、一般財源10万円です。この事業につきましても、8月の完成予定となっております。

続いて、8款土木費6項住宅費、事業名、神田団地駐車場整備事業、金額740万円、翌年度繰越額740万円、未収入特定財源として国・県支出金331万1,000円、地方債390万円、一般財源18万9,000円です。この事業につきましては、7月の完成予定となっております。

続いて、10款教育費2項小学校費、事業名、小学校体育館天井改修事業、金額5,200万円、翌年度繰越額5,200万円、未収入特定財源として国・県支出金1,400万円、地方債2,790万円、一般財源1,010万円です。この事業については、9月の完成予定となっております。

続いて、10款教育費2項小学校費、事業名、デジタル教科書購入事業、金額500万円、翌年度

繰越額456万5,000円、一般財源456万5,000円です。この事業については、5月に完成済みでございます。

10款教育費 3項中学校費、事業名、中学校トイレ改修事業、金額3,000万円、翌年度繰越額3,000万円、未収入特定財源として国・県支出金933万3,000円、地方債1,860万円、一般財源206万7,000円です。この事業については、9月の完成予定となっております。

続いて、10款教育費 4項幼稚園費、事業名、新型コロナウイルス感染症対策事業、金額25万円、翌年度繰越額16万5,000円、未収入特定財源として国・県支出金16万5,000円です。この事業につきましましては、4月に完了しております。

続いて、11款災害復旧費 1項農林水産施設災害復旧費、事業名、元年災農地災害復旧事業、金額900万円、翌年度繰越額900万円、既収入特定財源として5万円、これは災害復旧事業債の起債でございます。未収入特定財源143万円、その他35万2,000円、一般財源716万8,000円です。この事業については、5月に完成済みでございます。

11款災害復旧費 1項農林水産施設災害復旧費、事業名、元年災農業用施設災害復旧事業、金額1億5,490万円、翌年度繰越額1億4,866万3,000円、既収入特定財源として80万円、こちらも同様に災害復旧事業債の起債でございます。未収入特定財源として、国・県支出金2,640万円、一般財源1億2,146万3,000円です。この事業については、令和3年2月の完成予定となっております。

続いて、11款災害復旧費 2項公共土木施設災害復旧費、事業名、元年災公共土木施設災害復旧事業、金額1億3,000万円、翌年度繰越額1億1,052万1,000円、未収入特定財源として、国・県支出金7,371万7,000円、地方債3,680万円、一般財源4,000円です。この事業につきましても、令和3年2月の完成予定となっております。

合計としまして、金額4億2,481万7,000円に対しまして、翌年度繰越額が3億9,853万7,000円、既収入特定財源85万円、国・県支出金1億3,953万5,000円、地方債1億670万円、その他として170万円、一般財源1億4,975万2,000円でございます。

続いて、2ページをお願いいたします。

会計名、公共下水道事業特別会計。

2款建設費 1項建設費、事業名、公共下水道事業（角山地区舗装復旧工事）、金額1,200万円、翌年度繰越額1,200万円、未収入特定財源として、国・県支出金550万円、地方債580万円、一般財源70万でございます。この事業につきましましては、9月の完成予定となっております。

続いて、2款建設費 1項建設費、事業名、小浦地区排水対策事業（小浦ポンプ場長寿命化改築工事委託）、金額9,690万円、翌年度繰越額9,690万円、未収入特定財源として、国・県支出金4,845万円、地方債4,360万円、一般財源485万円です。この事業につきましましては、令和3年2月の完成予定となっております。

下水道会計の合計としまして、金額1億890万円、翌年度繰越額1億890万円、国・県支出金5,395万円、地方債4,940万円、一般財源555万円です。

令和2年6月16日提出で、令和2年5月29日調製でございます。佐々町長。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

報告第4号地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。令和2年6月16日提出、佐々町長。

記。令和元年度佐々町水道事業会計継続費繰越計算書。

中身につきましては、水道課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すいません、1ページめくっていただいて、令和元年度佐々町水道事業会計継続費繰越計算書。

1款資本的支出1項建設改良費、事業名、水道施設建設改良事業、継続費の総額9億3,749万5,000円、元年度継続費予算現額としまして、予算計上額2億3,549万5,000円、計2億3,549万5,000円、支払義務発生額1億8,324万5,000円、残額としまして5,225万円、翌年度繰越額としまして同額の5,225万円、翌年度繰越額に係る財源内訳としまして、損益勘定留保資金としまして5,225万円、建設改良費はゼロです。それと、翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額としましてもゼロになります。

この工事につきましては、2件の工事が関係しております。1件目は中央配水池送配水管分離工事の1工区ということで、現在、6月3日に完成をしております。それと、もう1件、1号ろ過池設備、5、6池更新工事ということで、これにつきましては10月の末に完成予定となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（川副 善敬 君）
町長。

町長（古庄 剛 君）

報告第5号地方公営企業法第26条第3項の規定による繰越計算書について別紙のとおり報告する。令和2年6月16日提出、佐々町長。

記。令和元年度佐々町水道事業会計予算繰越計算書。

中身につきましては、水道課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1ページめくっていただきまして、令和元年度佐々町水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額としまして、1款資本的支出1項建設改良費、事業名、町道芳ノ浦線支-3配水管更新工事（その2）、予算計上額1,800万円、支払義務発生額594万円、翌年度繰越額1,206万円、財源の内訳としましては、損益勘定留保資金としまして1,206万円。これにつきましては、現地の湧水が過多で工事に時間を要したことによります。

なお、7月上旬に完成予定で現在進めております。

以上です。

議長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

4番目の新型コロナウイルス感染症に関する本町の対応についてということで報告させていただきます。

5月の臨時議会の町長報告以降の本町の新型コロナウイルス感染症に関する対応につきまして、状況を報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について、外出自粛などの御協力をいただきました町民の皆様、県の休業要請に御協力をいただきました事業者の皆様へ改めて感謝を申し上げます。

また、感染症対策についてでございますけど、先月25日には国において緊急事態措置の実施が必要でなくなったとして、全都道府県において緊急事態宣言の解除が宣言されました。

しかし、緊急事態宣言後においても感染リスクをゼロにすることはできません。そのためには、町民の皆様には引き続き3密の回避や人と人との距離の確保、マスクの着用をはじめとした基本的な感染対策の継続、徹底をお願いしたいと思います。

町としましても、今月1日に全世帯に新しい生活様式の実践について、新しい生活様式での熱中症予防行動のチラシを配布したところでございます。

また、同時に、さきの臨時議会で御承認をいただきました事業者の支援の佐々町事業者支援給付金についてもチラシを配布いたしております。

今後も、感染症の発生動向や国、県の方針を踏まえて対処していきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策でございます。

これまで5月1日に補正予算や条例の専決処分を行った第1弾、5月25日の臨時議会での補正予算等の第2弾の各種緊急対策を実施しております。それら対策の現在までの進捗状況について、主なものを御報告したいと思います。

特別定額給付金事業につきましては、6月12日の時点で対象者の約97%の給付が終了しており、未申請が残り160世帯となっております。今後は、未申請者、特に高齢者の独り暮らしなど支援が必要と思われる方に対しまして、福祉部門も一緒になって事務を進めたいと考えております。また、申請期限が8月12日までとなっております、7月の広報誌等においても改めて皆さん方に周知を図りたいと考えております。

子育て世帯臨時特別給付金事業につきましては、6月5日に公務員を除く対象世帯全世帯に対し、2,010名分、2,010万円の給付が行ってところでございます。公務員世帯におきましては、6月1日より受付を開始しながら6月12日の時点では42名の申請が受け付け、78万円の給付をしております。

感染防止対策としまして、物品の購入関係でございますけど、学校を含む公共施設、避難所関連のマスク、消毒薬、非接触型温度計等の購入についてはほぼ終了しております。しかし、避難所関連の備品の簡易ベッド及びパーテーションについては、購入事務を進めておりますが、品薄状態が続いており、納入が10月末になる模様でございます。出水期を控えておりますので、一時的な対応として段ボールでの間仕切りの手配を検討しているところでございます。

また、医療機関への支援のためのガウン、マスク等の医療用品の配布についても、一部手に入れにくい製品等を除き、既に購入し、医療機関に配布をしている次第でございます。

子育て世代への支援としまして、登園自粛者の保育料等の負担軽減につきましては、6日間、延べ1,680人の園児の保育料を返金、また負担をすることとしております。なお、私立保育園等への歳出対応につきましては、今回の補正予算で提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

学習機会の確保のためのGIGAスクール構想による1人1台端末導入事業につきましては、各自治体との共同購入の導入を進めておりまして、実施主体の市町村行政振興協議会で6月8日に入札の公告が行われておりまして、7月16日に入札が行われる予定となっております。

事業者支援として行っております飲食店事業者緊急支援給付金事業につきましては、6月12

日の時点で67件の申請があり、既に申請された全ての方に1,340万円の支給を行っているところでございます。

なお、こちらにつきましても、今月末が申請期限となっておりますので、6月1日に配布したチラシで改めて周知を図っているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策の緊急第2弾としまして実施しております事業者支援給付金事業につきましては、6月12日時点で106件の申請があつておまして、全件の処理を済ませ、2,120万円の支給を行っているところでございます。申請から3日以内の支給に努めているところでございます。

6月12日に、国において新型コロナウイルス対策が盛り込まれた2020年第2次補正予算が成立しました。この中には、自治体がコロナ対策に使える新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の2兆円の増額が盛り込まれております。町としましては、国や県の動向に注視しながら、地域経済の回復と感染症拡大防止の両立に向けて取り組んでいかなければなりません。町民の皆さんが感染症への不安を持ちながら生活をしなければならない現況で、今後も長期間にわたり続くものと考えております。議会の皆さんをはじめ、町民の皆様の声に耳を傾けながら、職員一人一人の知識、経験、役場の組織力を最大限に生かしながら、時期を逸することなく必要となる必要の支援を手が届くように、今後も引き続き、国の第2次補正予算を活用するなどして、新型コロナウイルス感染症対策に関する対応を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、次の5番目の町長報告でございますけど、災害対策でございます。

災害対策についてでございますけど、九州北部地方では、先週の11日に梅雨入りをしまして、14日日曜日までは時より強い雨が降りました。昨日からは一転して梅雨の中休みとなっている状況でございます。これから梅雨や台風の季節となりまして、水害や土砂災害等の危険性が高い時期となっております。

本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、自然の脅威からの命を守ると同時に感染を防ぐことが必要となります。その中でも、特に避難所における感染防止対策を考えて実行していかなければならないと考えております。

なお、例年には梅雨入り前に佐々町防災会議を開催しているところでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡散防止のため、書面による開催とさせていただきます。

現在、地域防災計画の改訂を進めておりますので、来年2月頃に次回の防災会議を開催したいと考えております。また、防災会議の折に実施しております災害危険箇所の現地調査につきましては、来週25日木曜日に、私を含めた町職員皆さんで実施したいと考えているところでございます。

昨年8月の大雨では、幸い人命に関わるような大規模な災害はございませんでしたが、記録的な短時間大雨情報や大雨特別警報が発令され、多くの被害が発生しました。議会におかれましては、予備費充用と補正予算につきまして御理解と御協力をいただき、現在、災害復旧工事に努めているところでございます。

最初に、建設課分の工事内容になりますけど、令和元年の8月に発生しました公共土木施設災害復旧につきましては、災害復旧工事としまして12件の工事を行うこととなっており、うち10件につきましては既に工事を発注し、うち6件につきましてはほぼ完了しており、工事中の4件とあわせまして、梅雨時期には受注業者を含め適宜巡視を行うことと管理を行っていかねばならないと考えておるところでございます。

なお、ほかの工事との施工時期調整のために未発注工事が2件ありますが、被災時の応急対応として現場の養生を行っています。定期的な巡視などを行いながら対応していかなければならないと考えているところでございます。

通常の災害対応としましては、町内巡視により災害発生のおそれがある箇所で未然に防止で

きるものは措置を講じていかなければならないと考えているところでございます。

また、災害発生時の応急対策としましては、佐々町建設協会と大規模災害発生時における支援活動に関する協定を締結しておりますので、協定に基づきまして対応したいと考えております。

続いて、産業経済課の工事内容になります。令和元年度繰越事業としまして、農地4件、施設2件の災害復旧工事を実施しておりますが、農地4件につきましては6月22日までに完了し、今年の作付けに間に合っている状況でございます。

神田の駄地地区の頭首工につきましては、現在、進捗率が95%で、間もなく工事が完了する予定でございます。なお、作付用の取水自体につきましては、工事期間中も行われております。

中川原地区の大新田井堰の頭首工につきましては、現在、ゴム袋本体を製作を行っております。6月から10月まで取水期のため河川内の工事ができませんので、11月から本格的な工事に入り、来年の2月末の完成予定で進めておるところでございます。このために、工事による梅雨時期における雨の影響を受けないものと考えておるところでございます。大新田地区への今年の作付において、仮設ポンプを設置しながら水を送っているため、大雨時にはポンプの引上げを行いながら対応しているところとなっております。

以上、その関係で災害等の準備を進めているところでございますので、皆様方に御協力いただきますように心からお願い申し上げまして、町長報告に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

これから、報告に対する質疑を行います。

9番。

9 番（淡田 邦夫 君）

町長報告に対する質疑を行います。

まずは、新型コロナと災害対策について2件をお伺いいたします。

先ほど報告の中で、6月17日現在で97%と、160人が残っておられるということで町長報告で言われましたけれども、この160人の中で、例えば後期高齢者とかそういうような方が、高齢者とかそういう方が何人残っておられるのか。先ほど、そういう広報とか何とかで、そういうことであるということでは言われましたけれども、できれば全員の方がもらえるように措置を取っていただきたいということ。

それから、その間仕切り、災害でコロナで間仕切りをそういう準備をすと言われましたけれども、災害時には公民館とか集会所にするわけでございますけれども、どのくらいの大きさで何個ぐらいを予定しておられるのか、それをお伺いしたい。

それから、これは教育長にお伺いしたいんですけども、多分報告があったと思うんですけども、小学校、中学校、この夏休み、コロナでだいぶ休んでおりますので、どのくらいを短縮してされるのか。私が報告を忘れとったらすいません、そういうことで、再度お願いしたい。

それから、もう一つですけども、6月25日に災害のそういうことで執行のほうで状況を把握して回られるということでありましたけれども、佐々川が令和元年度であれだけのことを県のほうからやっていただきました。あそこで終わりなのか、例えば、まだどこかっていうか、まだかなりするところがあると思うんですけども、そこら辺のところをお伺いしたい。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、まず1点目の給付金の件でございます。現時点です、ちょっとまだ数字が変わっておりますので、直近の数字をちょっと含めて御報告させていただきたいと思っております。

現在です、97.8%になっておりまして、支給状況がですね、未申請の方が133人、それと、あと返戻者ですね、申請されたけどちょっと戻しましたと、不備があつて戻しましたというのが2件ございます。結局135件ございます。その中で、例えば支援が必要な方という御質問だったと思っておりますけど、すいません、直近の数字です、この年代別の数字を今持ち合わせておりませんが、過去の私の記憶によるとですね、百七、八十残っていたときに50名程度、やっぱり65歳以上の方がいらっしやったかなと思っております。

その方につきましては、今、個別にですね、福祉関係の、いわゆる包括とかですね、御協力いただきながらですね、連絡を取って100%の給付に努めていきたいということで考えているところでございます。

もう一点、災害の避難箇所の間仕切りの件でございます。

予算にしまして、間仕切りにつきましては50、間仕切りを用意する予定でございました。ただ、先ほどの町長報告で言いましたように、納品のほうがですね、どうしても10月、いわゆる台風シーズンぐらいにしかも間に合わないという形になっておりまして、実はこないだ、先週金曜日の12日に時津町のほうで避難所の開設の訓練がございまして、うちの職員も参加しておりまして、その場で時津町の段ボール会社のほうが来ておりまして、その中で、とりあえず間仕切りと段ボールベッドということで10ですね、その分を注文してきたという状況でございまして、納品のほうが23日ぐらいになるということで聞いておりますので、その辺を受けながら、本町でもコロナ対策に係る避難所の開設のですね、訓練をやりたいなということで、担当課としては今考えているところでございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません、佐々川の関係でございますけども、佐々川につきましては、河川のしゅんせつ等につきまして、議会の皆さんとともに知事、県議会への要望活動を行っておりまして、御承知のとおり、平成30年度から大規模なしゅんせつをしていただいているところでございます。

本年度につきましては、古川橋上流から清峰高校グラウンドの向かい側ぐらまで、それから栗林井堰から横手井堰までの伐採と掘削を予定されているということで聞いております。

以上でございます。

議長（川副 善敬 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

お尋ねの件でございますが、本年度、学校のほうで新型コロナウイルス感染症対策に関わって臨時休業を4月22日から5月18日の14日間行っております。その補充策として、夏季休業を7月31日まで1学期ということで例年より6日の増、また8月24日から2学期を開始ということで6日間の増、合計13日の増というふうに考えておるところでございます。

また、本町は土曜授業を行っておりますので、小学校で年間4回、これは2日分に相当する、中学校で1回、0.5日分に相当するというので、およそ14日間をカバーできるのではないかな

というふうに考えておるところでございます。
以上です。

議 長（川副 善敬 君）

よかですか。ほかにありませんか。

（「なし。」の声あり）

ほかに質疑もないようですので、町長報告を終わります。
以上で、日程第4、町長報告を終わります。

— 日程第5 委員会報告 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第5、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。
6番。

（総務厚生委員長 永安 文男君 登壇）

総務厚生委員長（永安 文男 君）

それでは、総務厚生委員会所管事務調査の報告をいたします。

開催日時は、令和2年5月27日水曜日、午前10時から、場所は、佐々町役場3階第1会議室で、出席者は、委員5名全員出席で調査を行いました。

所管事務調査の案件は、まず条例等については、佐々町手数料条例の一部改正についてと附属機関の設置に関する条例の一部改正についてです。それから、し尿・ごみ処理についてと庁舎建設についての4件で、その他報告では5件の報告を受けています。

順次、案件ごとに簡潔に報告をいたします。

まず、佐々町手数料条例の一部改正については、令和2年5月7日に公布された政令の施行により、通知カードが廃止されたことによる個人番号の通知カードの再発行に係る手数料を廃止するというものです。

委員からの質疑では、関連的なことでの質問があり、使用料、手数料の見直しの検討はやっているのかということでしたが、内部的に検討をしているが現在はストップしている状況にあり、住民サービスの面からと経費等々を考え、全体的に十分検討していかなければならないと思っているということでした。

次に、附属機関の設置に関する条例の一部改正については、庁舎建設について基本設計、実施設計を進める上での委員会を附属機関として制定するというものです。選定委員会の設置要綱案では、公募型プロポーザルで業者選定を行うにあたり、公平性を確保するとしての所掌事務、組織、任期、会議、守秘義務等の内容説明を受けました。

委員からは、検討の透明性の問題、選定委員の構成上の問題、庁舎建設の住民周知の考え方等の意見があり、執行からは委員の選定、審議の進め方については公開する方向性で、外部委員をそえて透明性が確保できる体制で進めさせていただきたいと考えていますとの答弁がありました。

なお、住民周知については、委員会の答申後のスケジュールを考えていたが、コロナウイルスの関係で開けていない。今後、住民の皆様にごやっけて庁舎建設をしていくという周知をし

っかり進めていきたいということでした。

続いて、し尿等前処理施設の整備についてですが、搬入ルートに対する町の考え方や工事のスケジュールを各町内会の総会の際、説明することにしていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため総会が中止となり遅れていたが、この後、四ツ井樋町内会は6月11日、水道・土手迎町内会は6月27日に説明を行う予定である旨の説明がありました。

次の庁舎建設の案件ですが、先ほども少しふれましたが、基本構想・基本計画策定委員会からの答申による佐々町庁舎建設基本計画の概要、事業スケジュール案、事業費、財源、交付税措置、庁舎整備基金の流れについて説明を受けたもので、今後は基本計画の内容に沿って基本設計、実施設計を令和2年度、3年度に入っていきたいとのことです。地質調査、測量については令和2年度に実施、オフィス環境整備についても令和2年度に入り、供用開始までの業務委託をして検討を加えていくとのこととございます。令和4年度、5年度に建設工事、令和6年度から供用開始で、解体工事と外構、駐車場工事のスケジュールとなっています。総事業費は25億円で、一般財源については総額6億7,000万円ということで、基金の積立てが必要なので対応していくとのことです。

委員からの確認事項は、庁舎建設の場所の選定関係と本年度中にどこまでやるのかといった質問があり、そのことについては基本構想・基本計画の中で役場周辺エリアを最終候補地と書いてあり、執行としては役場裏を候補地として建設を進めていきたいということで決定しています。

コロナウイルスという状況の中で大型事業をやっていくのかについては、起債の関係において今年度中に実施設計を発注すればよいということで、今回、基本設計と実施設計を一括して発注をかけたいとの回答がありました。

なお、町長からは、コロナウイルスあつてのこの厳しい時期に庁舎建設がこのタイミングでどうなるかということについては、厳しい状況であるが、交付税措置が4億5,000万円ある18億円の起債があるときに進まざるを得ない。役場庁舎は、災害とか中心的機能を担って住民のよりどころとなるので、そこを整備して安心安全を与えていくのが本筋と思う。全体的にこういう計画をしていますので、今は制度上の変更がないのでこれを進めていかざるを得ないと思っていますとの発言がありました。

その他の報告では、町税、国民健康保険税と介護保険料の不納欠損処分について、旧町立診療所跡地の医療関係の瓶等がまざった土砂の撤去処分について、地方創生事業の見直し等により佐々駅舎の改装による観光情報交流拠点整備で町の活性化を図る3か年の事業について、シルバー人材センターとの随意契約の手続きを行ったことについての報告がありました。

また、その他では、使用料の検討がどこまで進んでいるかにおいて、学童保育についての研究検討の報告を今後の委員会で対応していくことといたしました。

以上、急ぎで誠に申しわけありませんでしたが、詳しくはお手元の総務厚生委員会報告を御覧いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

これで、総務厚生委員会報告を終わります。ありがとうございました。

（総務厚生委員長 永安 文男君 降壇）

議 長（川副 善敬 君）

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。
2番。

（産業建設文教委員長 浜野 亘君 登壇）

産業建設文教委員長（浜野 亘 君）

令和2年5月26日に産業建設文教委員会を開催しましたので、その概要を報告いたします。案件は、3項目4件について所管事務調査を行い、執行より11件のその他報告を受けました。

（1）まちづくりについて、①道路等愛護団体制度案について。概要は、1月の委員会で継続調査となっていた案件で、5人以上で構成されるボランティア団体が町道、河川、公園などの町有地を快適な環境にするための活動の場合に、県と同様な物品支援などを助成し、清掃活動を支援したいと建設課から説明がありました。

委員からは、営農組織でも対象となるのかについて確認があり、町民大清掃を除き、町道など町有地の清掃活動であれば対象となるとのことでした。また、人身、物損事故や草刈り機の替え刃にも関係する賠償保険について確認があり、見舞金程度の補償はありますとのことでした。この件につきましては、町内会長会での説明など変更もありますので、継続調査といたしました。

②佐々町老朽危険空家等解体補助事業案について。概要は、昨年11月に報告があった案件で、補助条件をクリアした老朽危険空家の家屋解体に対して、半額程度の補助金で限度額は60万円を助成し、快適な住環境と土地の利活用を図りたいと建設課から説明がありました。

委員からは、町内の空家数、そのうち危険家屋と所有者の判明状況の確認があり、303棟の空家があり、そのうち70棟が特定空家で、所有者は大体判明していますとのことでした。

（2）事業の進捗状況調査について、投資的事業の進捗状況調査については、建設課、水道課、産業経済課、教育委員会から災害などの繰越事業を含め、各事業ごとに進捗状況について報告がありました。

まず、建設課は、昨年の大雨による災害の繰越事業分や工事の設計業務委託、橋梁長寿命化対策、さざなみ集会所エアコン設置工事、町道市瀬線側溝整備工事など、水道課は、中央配水池進入道路築造に伴う配水管仮設工事、角山污水管布設工事に伴う舗装工事、7月10日まで繰越工事となった町道芳ノ浦線支-3の配水管更新工事など、産業経済課は、昨年の大雨による農業災害復旧工事、ため池ハザードマップ等作成業務委託、大新田排水機場の設計業務委託、中川原ラバー井堰改修のための仮設ポンプ設置工事など、教育委員会は、小学校体育館天井改修工事、中学校のトイレ改修工事、佐々小学校プール改修工事、GIGAスクールに対応した校内LAN配線容量アップの設計業務委託などの報告がありました。

委員からは、新型コロナの関係で学校の夏休みは短縮されていますが、体育館工事等に影響が出ないかの確認があり、3週間の夏休み中で調整したいとのことでした。

また、中学校のトイレ改修と部活動室の改修はされるのかの確認があり、洋式化及び建て替えではなく、内部をきれいに改修するとのことでした。

さらに、農業災害復旧と水田への通水の確認があり、調整し対応していますとのことでした。そのほか、以前からの検討事項について確認がありました。

（3）調査案件のその他については、特にありませんでした。

続いて、その他報告に入り、執行から11件の報告がありました。

①佐々町農業委員、農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の状況について。概要は、農業委員の改選があり、定員は13名で、現在のところ13名が推薦されておりますが、一般の応募はありません。6月定例会で同意議案となります。農地利用最適化推進委員の定員は5名で、3名の方が届出をされていますと農業委員会から報告を受けました。

②地方創生事業について。概要は、佐々駅舎の改修工事を単年度事業での計画を変更し、ハード事業とソフト事業の地方創生拠点整備交付金での3か年事業として取り組み、佐々駅舎をリノベーションし、イベントの情報発信のための観光情報センターの移転、また観光協会を強化し、交流人口の拡大や定住促進を図りたいと産業経済課から報告がありました。

委員からは、国が示している市町村の申請上限数についての確認があり、原則5事業まで申

請できますとのことです。

また、佐々駅舎のリノベーションは、乗降客にアンケートを取られないのかの確認があり、いろいろな意見を聞きながら進めたいとのことです。

③公園遊具の緊急点検について。概要は、今年4月に県内の公園においてスプリング遊具とブランコで事故が発生しました。それで、町内の公園遊具を緊急点検した結果、鉄部の腐食、摩耗により使用中止や修理などの処置をせよと建設課から報告がありました。

委員からは、経過観察とあるが、その間に万一事故が発生した場合は問題になるのではないかの確認があり、しばらくは大丈夫と判断し、半年後に再度調査点検して対応しますとのことです。

④令和元年度繰越工事について。概要は、昨年8月下旬の大雨で12か所の災害が発生し、8か所を契約済みで、そのほかは近くの災害復旧との関係や農地災害での作付のため調整しています。また、起債承認時に設計額が定まっておらず1,801万円が不足しますので、6月補正をお願いしたい。工事費の増額については、令和3年度で精算されますと建設課から報告がありました。

⑤不納欠損処分について。概要は、上水道6人及び下水道5人の滞納者で、5年以上経過した使用料について、居所不明や破産等により徴収ができないので不納欠損処分したいと水道課から報告がありました。

⑥佐世保市小佐々町への応援給水について。概要は、小佐々町黒石地区への応援給水は、渇水期に備え毎年更新していますが、例年同様に1日100トンで協定を結びましたと水道課から報告がありました。

委員からは、昨年の実績は使用料金と水道料はどの程度かの確認があり、回答として、1日100トンから最大200トンまで送水して、年間約3万5,000トンを送水しました。料金形態は町民と同様で、550万円ほどの収入でしたとのことです。

⑦漏水について。概要は、国道204号の妙見橋に仮設している水道本管が経年劣化により、3月と4月に2回漏水したので、水道管更新工事を6月補正予算で対応したいと水道課から報告がありました。

委員からは、耐用年数が40年程度と言われるが、露出しているため腐食が考えられるので、早急に対応すべきとの確認があり、現在2か所の漏水箇所は修理して漏水は止まっているので、6月補正で対応したいとのことです。

また、鋼材の肉厚を測定する機械があるのではないかとの確認があり、調べて検討しますとのことでした。

⑧中央配水池進入道路築造工事について。概要は、昨年度から町民プール横に築造している中央配水池につながる道路は、仮設の露出配管を隣地に固定するため、当初予算では借地料の支払いを失念していたので6月補正で対応したいと水道課から報告がありました。

⑨農業集落排水施設の公共下水道への接続について。概要は、農集排施設は2か所ありますが、角山地区の下水道への接続は管布設が済み、今年度中に舗装工事と切替え工事を行い完成したいと水道課から報告がありました。

⑩し尿前処理施設整備等について。概要は、地元の理解は当然のことですが、計画変更と県の認可変更を行う。建設工事の着手までの時間短縮を行うため、今年度は基本設計までのところを実施設計まで組み入れることとしましたと水道課から報告がありました。

最後に、その他では3点ありました。

議長から3月定例会での議員の質疑で、シルバー人材センターとの随意契約についてと町内会長への業務委託と報酬の関係について確認がありました。

そして、委員からは、皿山直売所の運営が厳しい状況にあると聞いていますが、農業振興の観点から町の認識についての確認がありました。

その他詳細につきましては、お手持ちの産業建設文教委員会報告所管事務調査を御覧ください。

以上で、委員会報告を終わります。

（産業建設文教委員長 浜野 亘君 降壇）

議 長（川副 善敬 君）

以上で、日程第5、委員会報告を終わります。

しばらく休憩をいたします。

（11時04分 休憩）

（11時15分 再開）

— 日程第6 一般質問（阿部 豊 議員） —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、5番、阿部豊議員の発言を許可します。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

5番、阿部豊でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問を通告書に基づき行いたいと思っております。

冒頭、今回、新型コロナウイルス感染症対策としまして、一般質問についてもなるべく自粛していただけないかというような要望がありましたが、私も毎回一般質問をしている立場ではございませんけれども、このような状況下だからこそ、私も今回一般質問したいという内容がございましたので、ちょっとわがまを言わせていただき、質問を出している次第でございます。議員各位の御配慮に、ありがとうございます。

それと、今回、私の質問内容は、コロナ禍において残任期で仕上げる業務、仕掛ける業務は如何にという表題で質問させていただきますが、この間、冒頭なんですけれども、4月末ですね、大体、いち早く佐世保市の飲食店事業者緊急支援給付金が発表されたというような経過の中、私のほうにも各個人の方からですね、問い合わせが、議員という立場ですので、多数ありました。佐々町はどうなるのかと。

5月1日に全員協議会が本町は開催されて、その折、執行から専決で同様の対策を実施したいというような説明を受け、現在、補正も飲食店等さん以外にもですね、各事業者さんに行うというような経過で進んでいる中、現在1人10万円、特別定額給付金等においても自治体ごとに申請から給付の事務処理を行われたと。

いただいております私の元に届いています評価につきましては、住民の方がですね、飲食店及び住民の方々は国、県及び各自治体、町なんですけれども、本町は、それぞれ申請したと。佐々町の処理対応の速さに感謝しておられました。このマンパワー、休日中にも対応されたものと深く感謝と敬意を、冒頭、職員の方々にですね、お礼を申し上げたいと思います。非常に高い評価を受けております。

さて、一般質問に入りたいと思っておりますけれども、3点のポイントで質問をさせていただきます。

す。

まず、1点目ですね。感染症へのリスクから不要不急の外出、買い物まで控えられている中、経済対策の給付金を先ほど申し上げたとおり本町も実施されております。各自治体で創意工夫され、経済対策支援を実施されておりますが、経済活動の地域性を考慮した取扱いの協議ですね、例えば本町も加入しております西九州させぼ広域都市圏協議会による協議。先日テレビ報道でもありましたけれども、在店舗主義か属人主義かということで、いわゆる給付に漏れの対応があったと。そういった県北地域という地域性を考慮して、各自治体間の協議をしてですね、そういった漏れがないような対応が果たしてとれなかったのかということで、協議の場の提案はどのようにされたのかというのを町長にお伺いしたい。まず、1点目です。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、阿部議員がおっしゃったように、いろいろな給付金につきましては、うちの職員がですね、一生懸命になって頑張ってくれて、私としてもですね、大変職員には感謝をしている次第でございます。

先ほどお話がありましたように、町としまして感染症対策の緊急対策として、先ほど申されましたように各種の防止対策ということで町内の飲食業者への緊急支援とか中小企業者の融資制度に対する利子補給とか保証料の補助事業というのを取り組んでいるわけでございます。

また、第2弾として、中小企業者に対しましての支援事業も行っていますし、GIGAスクール化に伴いましての児童生徒の1人1台端末事業というのもこの前の可決をしていただきました。

これらの対策というのに検討する段階において、先ほど申されましたように、町としましてですね、庁内では、何度も何度もどうするかというのは協議を重ねたわけでございます。

御質問のとおり、佐世保市のうちの西九州させぼ広域都市圏の入っているわけでございまして、協議がなされなかったのかということでございます。これは、やはり私どももですね、本当なら一緒にしたのが一番いいのはいいと思いますけど、ただ、これは地域性とか、やはり自治体の財源規模とか財源とかいろいろ、それから急ぎといいますか、早く措置をしなければならない、もう話し合いをしていると多分時間がですね、かかるんではないかということで、そういう連携事業というのがなかなか難しかったんじゃないかと。これは、私の考えだけであって、ほかの自治体はどう考えているかちょっとわからないんですけど、そういうことになっておりまして、私は考えておりまして、やはりそういう緊急な経済対策というのが必要だったものですから今回はなされなかったのではないかと考えております。

しかしながら、今さっきお話があったように、今後、第2波とか第3波という感染者対策のあるか、わからないわけでございますので、やはりこれを経済対策としまして各種事業というのは実施しなければならないのは出てくるんじゃないかと、こういうことで思っているわけでございまして。やはり、これは広域的にですね、連携して取り組んだほうが効果的という判断されるようなですね、事業というのが出てくればですね、そういう点でやはり関係自治体で協議がなされていくのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

町長、今回ですね、感染症対策で一般質問40分ですので、答弁も簡潔によろしくお願いいたします。

私が聞いているのはですね、今の答弁であれば、西九州させば広域都市圏協議会の佐々町は一員です。首長が本町のリーダーシップを取って、その協議会の会長は佐世保市長であられると思いますので、とはいえですよ、協議会の会員の一人でありますので、首長としてですよ提案、協議の場を開催していただけんかというような提案をですね、なされたのかというのを確認したんですけど、現状されていないというような答弁だったと思います。

先般のテレビ報道、テレビ報道で私は感じたんですけど、そういった問題が長崎と諫早でもあったと、そこをどちらかの自治体が解決して漏れがないように対応していくような前向きな報道があったというふうに私は感じたんですけど。今回ののは、佐々町と松浦市でそういった事案が発生したと。その解消というかですよ、対応というのをどのようにしていくべきなのかというのは、松浦市の市長なりと首長のトップ会談というかですよ、そこも必要であるし、経済圏としましては西九州させば広域都市圏の中核連携のやつがですね、一番地域性はあると思うんで、そういった協議がなされるのが一番ベターと思うんで、今後そういった提案をされるという御意思はあられるのかを再確認。あるのか、ないのかだけお願いします。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今から、阿部議員も御存じのとおり、第2次ですね、国の補正が出てくるわけですし、新しい生活様式といいますか、そういうことが出てくるわけです。その中でどうあるべきかというのは、やはり話し合いがなされるかも分かりませんので、それについてはやはり十分我々も注視してやらなきゃならない。

ただ、今月の7月の下旬にですね、幹事会はする予定だということをお話は聞いております。ただ、その後どうなるのかというのは私は聞いていませんけど、一応我々もそういうことで一緒になってですね、話し合いができればいいんじゃないかなということを感じているわけでございます。

議 長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

7月上旬、幹事会があられるということであれば、そういった、今回問題がはっきり分かったわけですね。

産業経済課長のテレビの答弁は私も拝見しました。結局、納税者である経営者を本町としては支援したいと、考え方は分かるんですよ。とはいえ、町外の方がですね、せっかく佐々町で事業を展開し、住民の方もそういった店舗にお世話になっていると思うんですよ。その、どこの自治体からも支援が受けられないというのはですね、やはり公平性というか、そういったのを救う手だてをですね、早急に協議していただいちゃですよ、そういった漏れがないような提案をですね、ぜひとも進めていただきたいということ意見を申し上げて、特に7月上旬、幹事会があられるという説明でございましたので、そういった提案をですね、その協議会の中でもしていただければと思いますので、よろしくお願ひし、1点目を終わりたいと思います。

2点目ですね。感染症対策として、人と人との接触を控える必要がある中ですね、オンライン

ン会議、オンライン授業、オンライン申請、オンライン飲み会等、社会はオンライン化に向かっています。町長は、その中で何をすべきとお考えなのか、社会システムは変化していこうとしていっています。ウイズコロナの時代ですね、新たな生活様式、福祉、教育、産業、雇用等、地域での総合的な対応を要する自治体です。自治体主導で住民協働で進める必要があります。トップとした現場のリーダーシップというところで町長のお考えを伺いたい。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

ちょっと長くなりますが、よろしくお願ひいたします。

このコロナウイルスの感染防止ということで、先ほど阿部議員からお話がありましたように、やはりマスクとか手洗いとか社会的距離を保つというのが要請されたわけでございます。そういう中で、やはり町としましても、現在いろいろな役場の中の産業というのが、やはり人が集まらなければですね、なかなか難しい、事業が継続できないとかそういう状況にあると思います。今回の新型コロナウイルス感染症の生活とか経済の停滞というのを考えればですね、私たちというのは社会と環境の変化を期せずして体験することになったと思っております。

先ほどお話がありましたように、テレワークで仕事の時間管理というのは、成果管理等、変化することが求められたわけでございますし、人の移動と経済活動が制限された中でですね、二酸化炭素の排出量が減ったというお話も聞いています。新型コロナの感染症がもたらした健康被害とか、それから生活の制約とか、それから経済活動というのは甚大な被害となるわけでございますので、その損害にもですね、人々が均等に負うわけではなく、社会的弱者に多くのしわ寄せが来ているのではないかと感じているわけでございまして、今まで社会が、人が集約することでいろんな生産性というのは上がってきたわけですね。だから、今後は人が集まらなくても事業が続くという社会が求められるということは、私も分かっています。

しかし、この手段として今回テレワークがあったんじゃないかと思っておりますけど、オンライン化の流れというものの中で何をすべきなのかというのは、このたびのコロナの影響で感染リスクというのを身を守るためにですね、役場でもテレビ会議とか新たな方式っていうのが一部は定着しなきゃならないんじゃないかということをおもっていますし、商工会の青年部でもですね、いろんなオンラインで注文するというような取り組みがなされておりますので、そういう生活様式が大きく変わってくるのではないかということは感じています。

しかしながら、一方で、行政サービスというのはやはりいまだ正面とか対面方式でですね、手続きを多くやっておりますので、オンラインの利用した手続きっていうのがこれから利用が拡大されるのではないかとということで求めているので、町としましてもそういう方向性を十分考えながらですね、皆さんで役場へ行かずパソコンとかオンラインでできるという手続が完了することができるようになってくるのではないかと思っておりますけど、実際的に私もそういうどうなのかっていうのはちょっとよく分からないわけでございますけど、こういうオンライン化が浸透していく中で佐々町の自治体、住民サービスがどのようにですね、利用できるのか、このような取得が有効なのかっていうのは、私どもも今から見極めるためにですね、市町村とですね、やはり連携しながら、情報を共有しながら検討していかなければならないのではないかと我々は思っている次第でございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

る説明ありましたが、コンビニ証明ですね、全国的に普及していくというのはもう大体見えているのが状況じゃないでしょうか。自宅からの申請もしかり、キャッシュレスもうたわれております。佐々町も助成しているnimocaカードの普及とかですよ、移動支援に連動するわけですね。役場内での電子決裁とか、もうなってくるのではなく、町長、ならないといけない。そのための施策をどのように考えられているのかというふうに私は問うたつもりであるんですけど、現在、これから検討するというような回答でしかなかったというふうに私は捉えました。非常に残念です。

地方自治体がですね、ウイズコロナに向けた時代の牽引者になるべきではないかと。もう地方自治体のリーダーシップが今一番注目されているところじゃないかなと思うんですよ。だから、そこを確認したかったんですけども、その点は非常に残念でなりません。私が申し上げたいのは、そういった先を見据えた対策を、施策をもう打つべきではないかというのを申し上げて、2点目を終わりたいと思います。

3点目です。新型コロナウイルス感染症の第1波が収まりかけてきたものの第2波の懸念が高まっております。都市部では、無症状の感染者がおられてですね、実際PCR検査をすると陽性でありながら無症状であるという実態が浮き彫りになっております。

そういった状況の中、これからの新規事業は想定外としましても、町長が公言されている大型4大事業、新庁舎建設、し尿等処理事業、ごみ処理事業、給食センター建設事業など、今年度予算に計上されている事業をどのように進めるお考えか、社会経済状況の変化に伴い変更はないのかというポイントで質問をさせていただきます。

ちょっと時間の関係もありますので、し尿等処理につきましては産業建設文教委員会の調査報告でも伺っておりますし、現在鋭意進行中と、地元にも、コロナの関係でなかなか住民説明ができなかったんですが、1町内会においては大体終わっていると、あとの2町内会については今後また行われるということで、また予算も着々と進められ、令和5年度までの完成を予定されているということで、内容は分かっておりますので、この点は結構です。

聞きたいのは、給食センター建設事業ですね。これについては平成27年の行政改革委員会、諮問され答申、私も一般質問をさせていただいております。平成30年に行っておりまして、その際の回答の、今後の計画としましては、2018年度、平成30年度、学校給食施設整備検討委員会設置、2019年度、基本設計、実施設計予定、2021年度、供用開始を目標ということで回答を得ておりましたが、現在ストップしているのが現状ではないでしょうか。北部への建設予定地のほうへの地元説明会を2回実施されて、なかなか厳しい意見がいただいて、場所的な問題として進まない。しかしながら、課題はですよ、子どもたちの口に入る、現在新型コロナウイルス問題になっていますけど、衛生基準、アレルギー等々の課題等抱える課題は命に関わる問題ということで、施設整備は急務と、当然の認識の発言もなされておりまして、いまだなかなか前に進んでいないと。

教育委員会の報告は伺っておりますので、首長としてどのように進めていかれるか。教育長、所管課は地元に入られて感覚もつかまれていると。そういう厳しい意見だったと、そういうときこそ首長のリーダーシップじゃないかと、どのようになされる見解なのかを伺いたい。

2点目のごみ処理事業ですね。15年目のため30億ほど必要というふうな、延命のための対応が予算的に、ちょっと私が概略で30億ほどと申しましたが、間違えている分は修正お願いしたいんですけども。

この問題はですね、合併をしない判断をした時点で課題だったんですね。町長が、1期目からの課題であったと。いまだ長期的な対応の解決策はないわけですよ。現在、いつ壊れてもおかしくないというのが現状じゃないかなというふうな、住民のライフラインです。非常に重要不可欠な施設です。緊急事態の対応とかどのようにされるのか含めて、お伺いしたい。

3点目、新庁舎建設事業ですね。建設構想、基本計画が現在できています。住民の方々の意見も伺われたと。

しかしながら、これはですよ、建設構想はコロナ発生前に委員会を設置し、意見を聴取されているんですよ。構想があつて、基本計画。基本計画があつて基本設計、実施設計と。コロナ禍を経る前の構想です。構想自体が変化するというふうな考えはお持ちでないのか。社会は大きく変化すると連日叫ばれております。新しい生活スタイル、ソーシャルディスタンス——社会的距離ですね、フィジカルディスタンス——物理的距離、新たなガイドラインもですね、種々出ております。コロナ禍において、再度住民の御意見を聞く考えはないのか。また、この25億という大型事業です。何十年に1回、ここにいらっしゃる方、全ての方々が経験がしたことがない事業だと思います。

コロナ禍において、住民説明会を、厳しいですね、行うのはですね、やはり、住民に対してどのような対応をされようとしているのかですね、住民説明会なしであればアンケートを実施するお考えはあられるのか、あられないのか。

ちょっと論点がずれて申しわけないんですけど、もう一番は、建設構想はコロナの前であつたと、意見を聞いたと、各種の専門家や住民の方々の意見を聞いた。それがベースになっているわけですよ。コロナがあつたと。大きく社会は変化しようとしている。そのままの建設構想の状況ではしろうとされているのかと。それは、ちょっと住民に寄り添っていないんじゃないですかというのを私は問うているわけです。論点がずれないように、そのポイントでの御回答をよろしくお願いします。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私が、今、先ほどお話がありましたように、4大事業ということで4つの事業を公言しているということでお話がありました。これは、4つともですね、私は大変大事なものと考えておりまして、どこがだめ、ここがだめということをお私には考えていないということで、やっぱり、し尿もごみ処理施設も役場もですね、それから給食センターも大変大事な事業じゃないかということで、我々はそういうことで進んでいるわけでございます。

まずは、庁舎建設事業につきまして、この前もお話ししましたように、令和2年3月に基本構想とか基本計画を策定しておりまして、基本計画、実施設計を開始しておりまして、令和4年度には建設工事の開始、令和6年中には供用開始を目指すというスケジュールっていうのは変わっていないわけでございまして、今回の定例会におきまして、庁舎の建設を進めることによつての必要な予算計上をさせていただいたところでございまして。これは、やはり庁舎の建設っていうのは、うちの庁舎っていうのは、大変、皆さんも御存じのように50年以上たっていて、町民を守る、防災の拠点っていうのが役場の庁舎じゃないかと思っておりますし、今回の新型コロナウイルス感染症とか自然災害からの町民の生命財産を守るといふところ、それから安全安心の確保するための防災拠点として、やはり庁舎の建設っていうのは急ぐ必要があるんじゃないかと、私は考えておりまして。

議 長（川副 善敬 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

構想自体が変化する考えがあるのかないのかを、住民の意見が変わるといふような、そういう見解があるのかないのかっていうのを町長に問うておりますので、その必要性は認識してお

りますので、そのポイントで回答をお願いします。

議 長（川副 善敬 君）

コロナの前と後での町の考え方の。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員の今御質問の新型コロナウイルス感染症で先行き不透明なことですかね。そういうような中での財政負担が……。

議 長（川副 善敬 君）

しばらく休憩します。

（11時43分 休憩）

（11時44分 再開）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほども、阿部議員がおっしゃったように、新型コロナウイルス感染症とか自然災害から住民を守るということは変わらないわけでございますので、安全安心を確保するためにですね、いわゆる防災の拠点として庁舎の建設は急ぐ必要があるという、先ほど申しましたように判断しとるといってございまして、よろしくお申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

給食センターについてのリーダーとしての今後の考えがあれば。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

給食センターについてですが、先ほどお話がありましたように、やはり今年度に入ってから建設の工事っていうのが内部的に検討重ねているものの、なかなか具体的な建設工事っていうのが確立されていないってことでございまして、その分で、やはり議会の皆さんの意見も聞きながらですね、場所の決定はさせていただきたいということを考えているわけでございます。

そういうことで、大型事業について休止すべきってことでお話がありましたですね。

議 長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

していません。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
それ、していないんですね。それでいいですかね。

議 長（川副 善敬 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）
ごみ処理。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
ごみ処理につきましては、阿部議員も御存じのとおり、佐世保市との中枢連携ですね、の中で締結につきましては、皆様の支援と御協力をいただいて実現したってということでございまして、し尿とごみ処理の広域処理について以前から佐世保市との協議を重ねている中で、いわゆる短中期的な広域処理っていうのは困難であるということは皆さんも御存じだと思っておりますので、町独自で対策を講じる方針っていうのを決定しているわけでございまして、現在それに進めているっていうことで、広域処理を町が諦めたのかっていうことではないわけでございしますが、短中期的には無理だとしても長期的にはやはり将来に向けた協議は進めていかなければならないんじゃないかということを思っていますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

私は、全ての事業に反対しているわけではありません。反対に、進めなければいけないというふうに認識しておりますので、誤解がないように。

ただ、申し上げているのは、特に、新庁舎建設においてはですね、仮に建設構想委員や住民の方々の意見がですよ、今ウイズコロナの対応に注力すべきと、または社会情勢の変化に対応すべき、一時中断すべきの意見が仮に大半であったと、意見を聴取すればですよ、そういった場合の対応はどのように取られるのかというような見解のもと、問うているわけであって、タイミングですよ。第2波、第3波が来たときに建設スケジュールを見直すのかと。

先般ですよ、6月9日の新聞報道で、私も拝見させていただきました。西九州させば広域都市圏、佐世保市の重点事業の一つ、施設整備費43億6,000万試算されておる九十九島動植物園の森きらら移転の可否、新型コロナウイルス感染拡大で施設整備や運営について意見を聞く段階に進めないと、昨年度調査し、本年度までに可否の判断をし、基本設計等関連経費の予算を目指していたと。しかしながら、市は民間事業者から事業者への参加意欲などを聴取できない状況であり、移設の検討を一時中断すると。再開は、社会情勢などを総合的に判断した上で市議会に相談するというような掲載記事を私は拝見しました。

まさに、タイミング的には似ているなというふうに感じた次第なんですよ。重点事業の一つ

も社会情勢の変化を鑑みて、その段階で次に。先般の委員会の折にも、私は総務厚生委員ですから、調査をさせていただきました。その際にも確認させていただいたのが、町長がしきりに気にされているのはですね、起債の交付税措置ですね、国の4億、これの期限がと。うちの事業の大体大きいのが進むのがですね、物理的、そういった期限に迫られて実施しなければいけないというような政治決断を常にされているのが、これまでの状況じゃないかと思うんですよ。

私は、調査の際にも申し上げさせていただきました。首長として地元選出国會議員や県内国會議員さん等々にそういった期限のですね、タイムリーなスケジュールが現在の社会情勢に対応するのはいかがなものかというふうに首長として判断していると、何とか延長できないものかという御相談がなされていないのかという確認をしたところ、現状されていないというような確認を委員会ですべていただいております。

私の同僚議員の方がですね、参考までにその筋を総務省に国會議員を通じてちょっと聞いていただいたという部分があります。正式な見解ではなかったにしろ、前向きな、検討しなければいけない内容かと、正式発表の状況じゃないですよ。ただ、ニュアンスとしては聞く耳を持っていただけるんじゃないかというような反応であったと。であれば、正式に自治体のトップとしてそういった動きをしていただければ、そこら辺はクリアされ、私は建設の必要性は議員になってからもるる申し上げてきておりますので、決して反対するものではありません。反対に進めなければいけないと思っている。ただ、タイミングの問題ですよ。

ある大学の教授の本に記載してありました。情報化社会の中で情報を取り損ねたり読み違えたりするとつながりは切れると。そういったことじゃないかなと思うんですよ。タイミング、社会情勢の変化を捉えるというのは重要なポイントじゃないかということで申し上げておりますので。

その点で、ちょっと論点がずれましたので、再確認させていただきたいのは、建設構想委員さんに再度意見を聴取されるお考えがあるのか、ないのかのポイントを一つ。

それと、給食センター建設事業においては、町長の動きを確認したいんですよ、町長のお考えを聞きたいんですよ。場所を選定で難航していると、原課の働きはもう伺っておるんですよ。困窮している状況はもう議会にも報告がありました。住民の意見も確認ができております。そういった意見が出たと。政治的判断、執行権を持っているのは町長です。リーダーシップとしてどのように、そこに行きたいと、じゃあもう無理だと、断念だということなのか。建設することは急務ですよ、命に関わる問題ですから。その政治的判断はどのように持っていらっしゃるかということ。

議 長（川副 善敬 君）

5番議員、あと2分しかないので、簡単に述べられて、答弁は、5番。

5 番（阿部 豊 君）

町長のお考えをお伺いしたい。

3点目、ごみ処理事業、協議が済んでいるのかいないのかを、そのいるのかいないのかをお伺いしたい。

議 長（川副 善敬 君）

町長、簡潔明瞭に答弁をお願いします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

簡潔明瞭というか、なかなか難しいわけでございますけども。

町としまして、先ほどお話がありましたように、新型コロナウイルス関係で第2波、第3波の影響で、住民生活を守るために財政出動ちゅうのは、大きな財政出動が出ればですね、やはりこれは議会の皆さん方と相談しながら今後の進め方っていうのはやっていかなきゃならない。もう全然やらないちゅうことじゃないんですよ。ただ、そこを財政出動とかいろいろ出てくればですね。

議 長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

私が聞いたのは、建設構想委員さんに再度意見を聴取する考えがあるのか、ないのかを確認したいというのを1点です。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

したら、それはありません。今のところ考えがないということでございます。

それから、給食センターについては、今現状も、先ほど市瀬地区の部分についてはなかなか厳しいということで、別のところと一緒に今、教育委員会と話し合いをしながら探しているっという。

議 長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

そこは断念という発言ですか。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

そうです、はい。

議 長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

ごみ処理、協議を重ねているのか。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

ごみ処理については、あれから進んでいません。まだ進んでいません。

議 長（川副 善敬 君）

以上です。

許可します。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

非常に残念な答弁であったと。給食センターについては、北部は断念と。次の場所がどのポイントかも示されないということと、ごみ処理、し尿については、広域協議が進んでいないと。最後に、建設構想は、建設構想委員さんの意見を再度聴取する考えもなしというような、非常に残念な回答でございましたので、住民に寄り添う執行の進め方をお願いしたいというふうに申し述べて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（川副 善敬 君）

以上で、5番、阿部豊議員の一般質問を終わります。

1時まで昼食休憩をいたします。

（11時55分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第6 一般質問（永田 勝美 議員）— （*録音機不備により要約となります）

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、3番、永田勝美議員の発言を許可します。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

3番、永田勝美でございます。私は、日本共産党佐々支部を代表して、質問いたします。

最初に、今回の新型コロナウイルスによって、お亡くなりになられたみなさまに心からお悔やみを申し上げます。また、こうした状況の中で町内でも医療機関・介護施設・保育施設・学童保育所などで、私たちの暮らしを支えていただいている皆様に、感謝を申し上げます。さらに、町民の暮らしを支えるために連休中も休まず奮闘されてきた役場職員の皆様にも敬意を表したいと思います。

さて、今回の新型コロナによるパンデミック感染は、1918年（T7）から1920年（T9）にかけて世界的に大流行した米国発のインフルエンザ、一般にスペイン風邪と呼ばれる大流行以来の100年ぶりの大流行であり、現在世界で約800万人が感染し、43万人が死亡。国内の感染者数は昨日までに17,000人を超え、924人が死亡しています。この感染防止のために、各種行事の自粛要請、突然の全国一斉休校、さらには緊急事態宣言が発出され、ほとんどの経済活動がストップする事態となりました。その結果、多くの国民が生活の糧を失う状況がうまれ、この被害は今後も大きくなることすら予測されます。

現在緊急事態宣言は解除されていますが、今後も第2波の感染が確実に発生すると言われており、今後とも感染防止の徹底と経済活動両立に向けた取り組みが求められています。

この間佐々町では、政府の特別定額給付金の給付は町長報告でもありましたように97%以上となり、第一次の飲食店への一律20万円の給付、全業種を対象とした収入減少事業者への20万円の支援金支給など、かつてない取り組みが行われ、一定のスピードと規模での生活・事業活動支援が行われてきました。

私は、この間の佐々町の取り組みについて評価するとともに、今後に向けて懸念される課題について質問したいと思います。

まず、感染防止の取り組みについて、1つは、避難所における感染防止対策について質問します。避難所における、感染防止対策はどのように考えていますか。「三密防止」ということであれば、従来の避難所配置計画は変えていく必要があるのではないかと。避難所の中でも「間仕切りの設置」などあるのではないのでしょうか。

2点目は、感染防止のための機材備品の状況について、感染防止用マスクやガウン・フェイスシールド・消毒薬などの不足が言われていますが、町内の医療機関・介護施設・保育所・学童保育所などの状況はどのようになっていますか。町としてどのような支援をしていますか。

また、学校の状況についてはどのようになっていますか。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

長崎県内では17名の感染者が出て、残念ながら1名死亡されました。

町長報告でも申しましたように、新型コロナウイルス感染症が終息していない状況下におきましては、大雨や台風などの自然災害は、感染症拡大とのいわば「複合災害」と言えます。自然の驚異から命を守るのと同時に感染を防ぐことが、行政に求められていると思います。

しかしながら、避難所運営につきましては、これまでの自然災害のみへの対応でさえ課題が多く、頭を悩ませているところです。

議員御指摘のとおり、避難所での3密をどう避けるのかが課題であります。このような状況下において、感染症を拡大させないための新たな避難形態として「分散避難」の導入が求められています。「分散避難」とは、避難所への避難だけではなく、安全な場所にいる人は、在宅での「動かない避難」。安全な場所にいる親戚や知人宅に逃げる「縁故避難」や旅館、ホテルなどの宿泊施設への避難。一時的に車空間を活用する「青空避難」などが挙げられます。

つぎに2点目ですけれども、マスク2,000枚、パーテーション50台、消毒液20本、ミルトン、おしりふき、おむつ等を準備し、町内の医療機関へ、マスク12,000枚、消毒液18本、ハンドソープ10本、手袋12,600枚、防護服90着、フェイスシールド100個を配布いたしました。そして、アイソレーションガウンセット、N95マスクについては補正予算にて計上中であり調達でき次第配布をしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

5月の臨時休業明けの学校再開時に小中学校の児童、生徒、教諭に布マスクを2枚ずつ3,100枚配布を行いました。液体石けんや手指消毒液も入荷次第配布しています。

また、先日使い捨てマスク2,500枚、非接触型体温計20台の寄附を受けましたので、各学校に配布いたしました。毎日検温と室内では、マスクの着用を徹底し、エアコンをつけた時も窓を対角に4か所、30cm程開けて換気を行っていますし、さらに休み時間は定期的に換気を行って

おります。なにせ、エアコンをつけたまま窓を開けることは、初めての試みであり、熱中症との兼ね合いもあり、今後様子を見ながら、対応していきたいと思います。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

それぞれの分野での努力は理解します。コロナ禍での避難所開設となれば、初めての対応になる。町長が先ほど言われたように、3密を避ける取り組みや対策を行ってほしい。レベル4の避難となれば、住民が一斉に避難するので、住民が混乱しないように対応していただきたいというふうに思います。

また、検査体制の抜本的な拡充が必要となっています。しかし、全国の検査数は6月12日時点で27万9,184人に留まっており、人口10万人あたり検査数は日本220人、韓国1,200人、米国1,752人、ドイツ3,043人、イタリア3,159人と非常に少ない状況です。長崎県の検査数は3,006人とされています。佐々町での新型コロナウイルスの検査数が把握できていれば、教えていただきたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

ただいまの議員御質問に対しましてですけれども、町としては県北保健所に情報提供を要望しているんですけれども、市町単位での情報は公表しないという状況です。よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

長崎県では、1日に約458件程度、検査していると伺っております。自治体ごとの検査受診者名も検査者数の情報提供はないので、対応のしようがないと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

長崎県の場合ピーク時は1日100件程度検査していたが、最近は20件～30件程度となっています。保健所と連携を強めて、心配がある方が検査を受けられる体制が求められています。

また、手洗いの徹底による感染防止について、いま求められる対策としては、第2波、第3波の流行を防止し、仮に一定の流行があった場合の混乱を避ける取り組みが必要です。少ない体制で苦勞されている保健所任せにするのではなく、町としてもできる対応を具体していくことは重要と考えます。そこで、感染防止の観点からフィジカルディスタンスが強調されますが、一方で感染防止に対しては手洗いの徹底が大変有効であると言われております。

新型コロナウイルスは、ノロウイルスなどと比べると感染力はそんなに強くないと言われて
います。最小発症菌量として、ノロウイルスは100個、コレラ菌は100万個、インフルエンザ菌
は1万個、新型コロナウイルスも1万個程度とされています。5分間の会話で飛ぶウイル
ス量は3,000個程度とされていますから、正面を向いて近距離での会話は仮に相手が感
染者であっても、15分間は安心といえ、空気が流れる外ではウイルス量はずっと下がる
のでさほど心配はない、一方で、ウイルスを触った手で口や鼻に触れることで、感
染する接触感染の危険が大きいとされています。先ほど申されました、支給する
分でアルコール消毒を避難所1か所に2個程度では少ないのではないのでしょうか。

そこで町として、町の公共施設すべてにトイレのペーパータオルの設置を行う、
アルコール除菌を徹底する、外出から帰ったら手洗いを励行する、そうした習慣を普
及していくことは感染症に強いまちづくりをすすめる大きな力となると考えていま
す。徹底した手洗いを町の文化としても強調する、このことは一般のインフル
エンザやノロウイルス感染にも大変有効だと考えます。手洗い日本一をめざして、
健康センター取り組みとして、手洗い日本一をめざす取り組みを進めることを
提案したいと思いますがいかがですか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
検査体制は、県に対しスクラムミーティングで情報提供の要望を行いました。
永田議員のペーパータオル設置については非常に良いアイデアであると思いま
す。手洗いの徹底は防御でありぜひ行いたい、担当課で取り組みたいと思いま
す。
また、町内公共施設のトイレにペーパータオル設置は検討したいとおもって
おりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）
手洗いの取り組みは良いアイデアと言ってもですね、素人の考えでもありま
すから、ぜひ専門家、保健師などの意見を添えてですね、住民が納得する形
で町から発信していただきたいというふうに思います。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
担当課で検討させたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し
上げます。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）
ぜひですね、ペーパータオルの全公共施設の設置については、前向きに
検討していただきたい。

また、高齢者、障がい者施設、事業所への支援についてはどのような状況でしょうか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

介護利用者についてですが、自主的に自粛するなど、サービス利用を断るというケースは、デイサービスなどの通所系については無かったようですが、訪問系に関しては若干あったとお聞きしており、そうした方へは電話で状況を確認するなどして対応されております。

また、新規の受入れが制限されるなど、サービス利用が先延ばしになったケースもありましたので、包括支援センターで定期的に電話連絡や訪問を行うなどの対応を行っております。

一方、介護事業所では、家族との面会などを制限する中での介護量の増加などによりスタッフ不足という事態も招いたが事業所内でやり繰りをしながらなんとかしのいだものの、第2波への備えとしての消毒液や防護服などの確保への懸念があるお聞きしておりますが、国、県の対応など優先供給としての対応もなされており、現時点では対応できていると認識をしております。

障がい者や障がい児につきましては、施設によってはコロナの不安により休まれた利用者がいたようですが、休んだ利用者に対しては訪問や電話等で対応されたようです。

介護予防の活動については、3月以降、緊急事態宣言がなされた期間については、休止状態となっておりましたが、地域デイサービスは6月から20か所での再開を予定しておりますし、いきいき百歳体操についても、6月には、ほぼ全地区の24か所で再開予定です。

また、福祉センターにしております、元気カフェぷらっとにおいても、コロナ前の通常にいま戻して再開をしている状況でございますが、やはり徐々にそういうことをしながらですね、コロナに対しての構えをしながら、お年寄りの方がですね、感染防止に十分注意しながらですね、今後やはり支援っていうのを考えていかなきゃならないんじゃないかと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

それぞれですね、期間的に佐々町の場合は再開はずっとほぼ全体として再開になってきたということですので、ぜひですね、やはりこの間のひとつは変化に対してですね、しっかり対応すると。特に認知症だとかの方が、状態が進んだというようなことが言われますし、そういうところにやはり、きめ細かい対応が求められるんだらうと。利用者に対してはそんなんですけれども、それだけじゃなくてですね、事業所、介護の事業所がですね、やはり経営的に非常に厳しくなると。これについては、当然国や、主に言えば国なんですけれども、国からの対応というのを求められるところですが、やはり町としても応援できるところをですね、あればぜひ支援をお願いしたいと思っておりますが、そういう点でいかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

この支援についてはやはり、コロナでですね、利用できない方。介護度も上がるっていういま

すか、長期間利用できないと介護度も上がるし、事業者もなかなか厳しいわけでございまして、直接は支援は町としましてはないわけでございますけど、介護の保険の制度の中でですね、訪問サービスの提供時間とか、短時間になった場合は最短の報酬区分で算定するとかそれから、電話による安否確認にしても、健康状態とか食事の状況とか入浴の有無などを聞き取りをして、算定するなどっていうことで、要件が緩和されてるわけですね。緩和されている、ですから、利用者の居宅を訪問できなかったとしても、一律にですね、減額を行わないって言いますか、対応をサービス、支援サービスの担当者。会議の中でですね、十分電話とかメールで対応可能っていうことで、そこら辺は今後、コロナウイルスに対しましての要件緩和なされてるっていうことでございますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

ちょっと時間が足りなくなってまいりましたので、次の課題に移りたいと思います。特に介護のところはですね、状況が本当に厳しくなってるということについてはぜひ、御理解をいただきですね、ご支援をお願いしたいということを申し上げておきたいと。

それから、いわゆる経済対策との関わるのですが、ひとつはですね、教育の問題で経済活動の停滞によって収入が下がる世帯が、急増していく中で、高等教育の無償化の問題ってのが非常に重要になっているんじゃないだろうかと、事前にいくつかお話を聞かせていただきましたが、佐々町の場合は、羽ばたけ奨学金ですか。一人30万円ですね。年間30万円で3人、毎年という、そういう給付型の奨学金制度。数はそんなに多くないですが、やられてるそういった点では、県内でも非常に少ないですね。取り組みではないかというふうに思います。こういった取り組みってのが非常に大事になっていくんじゃないかと思うんですね。やはり奨学金、給付型の奨学金を拡充についてですね、どのように考えておられるかっていうことについて、お答えいただきたいと。私はぜひこの問題ではですね、従来ある奨学金の制度についても、機能的な再編がですね、求められてるんじゃないだろうかと十分に利用されない部分もあるというようなことも聞いておりますので、そういったものも見直しも含めてこの機会に給付型の拡充というのがですね、考えられないかということをお願いしたいというふうに思います。

それから、もう時間がないので経済活動全般の問題についてですね、やはりひとつはコロナ禍に伴う経済活動の停滞ってのは、ほんとに佐々町内でも基幹産業である農業をはじめとしてですね、事業者にとってたいへんな困難をきたすことが予想されますが、やはりこういう時にですね、町が事業育成に向けたピンチをチャンスに変える取り組み。そういった点でもですね、様々なトライアンドエラーとは、こういう時期にやらなきゃいけないんじゃないかっていうことも合わせて申し上げたいと。ひとつ、奨学金の問題についてはぜひお答えいただければと思います。

議 長（川副 善敬 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

奨学金の給付型の奨学金の制度っていうことで、現在、大学、高校の在学する経済的な理由で就学困難な方にですね、高校生に月に1万。それから、大学生に月2万ってことで、奨学金をいま貸し付けをしております、近年、平成24年は大学生が1名。平成27年は高校生1名って貸し付けを行ったわけでございます。給付型の奨学金については、第6次の総合計画の中で

将来を担う人の人材ってということですね。あげておまして、佐々町から世界で活躍する人材を育てるっていう主旨で、そういうことで、おおよそ大学入学に相当する30万をですね、先ほど申されましたように、佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金として、給付してるわけでございます。これについては毎年、広報紙とかホームページで申請を、申請っていいですか、募集を行っておりまして、周知を徹底しているつもりでございますけど、またこの辺についてもですね、今後どうするのかっていうこともあります。

しかしながら、やはりこういう方たちの励みになるっていうことで、町としましても高い評価をしてるわけございまして、やはり佐々町のまち・ひと・しごとの創生総合戦略の中でもですね、評価が高いっていうことで思ってますので、次の第7次でもですね、ぜひとも掲げていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

それから、町内事業者の支援ということでいろいろこうお話がありました。やはり、われわれもそういうことで、やっていきたいと思っておりますし、今回また考えていますのはですね、プレミアム商品券っていうの別にですね、やっていこうかっていうことで、今回またお願いしようかなっていうことで考えておりますので、これは今後についてですね、また、現状を考えながら住民の方の経済活性化のためにですね、やっていかなきゃならない思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

時間がなくなりましたが、せっかく最後にプレミアム商品券のことをおっしゃいましたので、一言。プレミアム商品券ですね、佐世保市もプレミアム商品券準備されてますよね。それで、聞くところによると、だいたいプレミアム率がですね、だいたい12.5%なんですよ。佐々町の場合は、25%ですから佐々町がその倍なんですけども、淡田議員からも質問がありましたけど、やはり連携中枢のこういう地域の中でですね、相互に活用できるような仕組みっていうのがあると、さらに、町内でやられることについてはいいと思うんですけども、そういう連携の中で使える仕組みがあるとさらにですね、効果も大きくなるんじゃないかということも申し上げておきたいと思えます。時間が無くなりましたので、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（川副 善敬 君）

以上で3番、永田勝美議員の一般質問を終わります。

この後、三役、理事以外は案件に関する担当課長のみ出席をしていただきます。退席してください。

しばらく休憩します。

（13時40分 休憩）

（13時41分 再開）

— 日程第7 発議第1号 新庁舎建設に関する調査特別委員会の設置について —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、発議第1号新庁舎建設に関する調査特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。
議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（発議第1号 朗読）

以上でございます。

議長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。

お諮りします。発議第1号新庁舎建設に関する調査特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。
よって、新庁舎建設に関する調査特別委員会を設置します。委員は、6名です。
暫時休憩をします。

（13時44分 休憩）

（14時02分 再開）

議長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました新庁舎建設に関する調査特別委員会の選任については、佐々町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名し、閉会中の継続調査とし、調査期間を令和3年6月25日までとすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、新庁舎建設に関する調査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任し、閉会中の継続調査とし、調査期間を令和3年6月25日までとすることに決定しました。

以上で、日程第7、発議第1号新庁舎建設に関する調査特別委員会の設置について終わります。

す。

暫時休憩します。特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の互選と日程の決定をお願いいたします。

しばらく休憩します。

(14時03分 休憩)

(15時00分 再開)

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、先ほど設置しました新庁舎建設に関する調査特別委員会を開催し、お手元に配付していますように委員長、副委員長が互選され決定していますので、御報告いたします。

— 日程第8 議案第49号 附属機関の設置に関する条例の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

これから、議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第8、議案第49号附属機関の設置に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

(議案第49号 朗読)

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、1ページを開いていただきまして、朗読いたします。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。附属機関の設置に関する条例（昭和51年佐々町条例第6号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除または追加。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

すいません、4ページをお願いいたします。

こちらに、佐々町庁舎建設工事基本設計・実施設計業務委託事業者選定委員会、庁舎建設工事基本設計・実施設計業務委託事業者の審査、選定に関する事務ということで、改正後のほうに委員会を設置するため加えさせていただくものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

参考までに、委員会の設置要綱案をつくらせていただいております。2ページのほうに、第5条のところに、第5項のほうに会議は非公開とするという部分を棒線で消させていただいております。総務委員会のほうでいろいろ御意見いただいた中で、極力透明性を高めた審査を行うようにということでこのような形で整理させていただいております。よろしく願いいたします。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第49号附属機関の設置に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第9 議案第50号 佐々町手数料条例の一部改正の件 —

議 長（川副 善敬 君）

日程第9、議案第50号佐々町手数料条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第50号 朗読）

住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません、議案に添付をさせていただいておりますけれども、今回の改正につきましては、改正理由にあるとおりでございますけれども、令和元年5月31日付で公布されました情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率

化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、いわゆるデジタル手続法というふうに言われておりますけれども、この第4条におきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されて、市町村長は通知カードによらず個人番号を通知しなければならないというふうにされたところでございます。

その施行に向けて、政令が令和2年5月7日に公布され、施行日を令和2年5月25日とされたことから、この今回の個人番号の通知カードの再発行に係る手数料を廃止するというものでございます。

この添付させていただいております資料のところの2枚をめくっていただきますと、新旧対照表のところと、右手のほうには官報のコピーをつけさせていただいております。

この見ていただいたところの新旧対照表のところ、上段が改正後ということになりますけれども、改正前のところのアンダーラインが引かれた部分が3行にまたがっておりますけれども、ここの通知カード、括弧書きの部分と「により」というここの部分が削除されて、改正後のその者に対し当該個人番号を通知しなければならないというふうに改正がなされ、右手の官報ですけれども、令和2年5月7日の官報で政令が公布されて、一番上の段になりますけれども、この上の段の一番左というところで、この政令は令和2年5月25日から施行するというところでございます。

それから、すいません、議案のほうに入る前に、委員会のところで、今回の改正のところで、金額の明示がございましたけれども、そのことについても後もって御説明をさせていただければと思います。

それでは、議案の1枚めくっていただきまして、1ページ目を御覧いただければというふうに思います。

佐々町手数料条例の一部を改正する条例。佐々町手数料条例（平成12年佐々町条例第10号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除または追加。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

新旧対照表の太線の枠のところ、2の住民基本台帳等関係証明手数料というところになります。

めくっていただきまして、2ページになります。2ページのところの改正前で、10番目の個人番号の通知カードの再交付1件につき500円というところが、改正後は、これが削除という形になります。

先日の委員会の折に500円の根拠についてお尋ねがっております。これにつきましては、平成27年4月17日付の総務省の通知の中で、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料相当経費については、それぞれの原紙、ICカードの購入原価等を考慮し通知カードは500円となるということで通知がっており、県内の市町については全て500円で統一されているところでございます。

以上でございまして、最後の6ページになりますけれども、附則、この条例は公布の日から施行するでございます。

以上でございまして。よろしく申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

大変分かりにくい内容かと思うんですが、一言で言って、今回通知カードを廃止する意義と目的というのがちょっといま一つよく分からないんです。

それで、通知カードがなくなっても通知カードによらず番号を通知するというふうに文章はなっているんですけども、実際に通知カードによらず通知するというのは、どういうやり方で通知されるのかということもちょっと十分理解ができていないんですが、御説明いただけますか。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

これまでの窓口でいわゆるマイナンバーカードを作成するにあたりましては、27年に発行された通知カードを持参をして作成をするというふうな形になっておりましたが、今回の廃止によりまして、通知カードがなくてもマイナンバーカードの作成が可能ということになりましたので、今回、手続きの簡素化といいますか、そういった形で整理がされ、全国的にマイナンバーカードの普及へ進めていくということだろうというふうに認識をしているところでございます。

議 長（川副 善敬 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

ひょっとしたら委員会でも聞いたかもしれないんですが、要するに、子どもさんが例えば生まれて、それでその子どもさんのマイナンバーカードの番号はどのような形で通知されるんでしょうか。かつては通知カードというのが送られたということなんでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

出生届をなされて、その後の手続の中で、今、J-LISといいますけれども、そちらのほうからの通知がなされるということになります。

したがって、その場では通知を発行するわけではございませんけれども、出生届をして事務的な処理をして、マイナンバーカードを管理しているところが改めて通知をすると。それで、番号の発行の手続きを新たに作るわけではなく通知をするというふうな形になります。

議 長（川副 善敬 君）

よろしいですか。

質疑はありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第50号佐々町手数料条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
休憩をします。

（15時13分 休憩）

（15時14分 再開）

— 日程第10 議案第51号 令和2年度 佐々町一般会計補正予算（第3号） —

議 長（川副 善敬 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第51号令和2年度佐々町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第51号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

14款国庫支出金、補正額2,536万7,000円、計26億4,235万9,000円。2項国庫補助金、補正額2,536万7,000円、計19億7,705万8,000円。

15款県支出金、補正額79万6,000円、計5億6,906万5,000円。2項県補助金、補正額79万6,000円、計1億8,712万円。

16款財産収入、補正額ゼロ、計1,883万5,000円。1項財産運用収入、補正額ゼロ、計1,561万

円。

18款繰入金、補正額6億9,000万円、計20億1,292万6,000円。1項基金繰入金、補正額、計とも同額です。

20款諸収入、補正額2,446万7,000円、計2億165万6,000円。4項雑入、補正額2,446万7,000円、計1億5,028万2,000円。

21款町債、補正額6,730万円、計4億3,090万円。1項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額8億793万円、計91億8,084万4,000円。

2ページをお願いいたします。

歳出。

1款議会費、補正額24万5,000円、計8,118万7,000円。1項議会費、補正額、計とも同額です。

2款総務費、補正額5,363万6,000円、計22億3,092万8,000円。1項総務管理費、補正額5,363万6,000円、計19億7,254万円。

3款民生費、補正額49万2,000円、計21億3,352万3,000円。2項児童福祉費、補正額49万2,000円、計13億3,576万7,000円。

4款衛生費、補正額18万円、計7億3,098万7,000円。2項清掃費、補正額18万円、計3億1,772万5,000円。

6款農林水産業費、補正額409万6,000円、計3億8,735万4,000円。1項農業費、補正額409万6,000円、計3億8,496万4,000円。

7款商工費、補正額550万円、計2億3,520万5,000円。1項商工費、補正額、計とも同額です。

8款土木費、補正額5,584万3,000円、計9億645万7,000円。6項住宅費、補正額5,584万3,000円、計2億4,815万7,000円。

10款教育費、補正額5万7,000円、計7億8,296万8,000円。4項幼稚園費、補正額5万7,000円、計1億2,566万5,000円。

11款災害復旧費、補正額1,801万円、計2,149万2,000円。2項公共土木施設災害復旧費、補正額1,801万円、計2,111万円。

13款諸支出金、補正額6億7,000万円、計8億7,487万5,000円。1項基金費、補正額、計とも同額です。

14款予備費、補正額、減額12万9,000円、計2,445万3,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額8億793万円、計91億8,084万4,000円。

3ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正。

追加。

事項、庁舎建設工事基本設計・実施設計業務委託料、期間、令和3年度、限度額7,210万円です。

続いて、4ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正。

追加。

起債の目的（公共施設等適正管理推進事業債）市町村役場機能緊急保全事業、限度額3,440万円。

起債の目的（一般補助施設整備等事業債）地方創生推進交付金事業、限度額130万円。

起債の目的（災害復旧事業債）元年災河川等災害復旧事業、限度額400万円。

起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。

ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

まず、1つ目の市町村役場機能緊急保全事業の起債でございますけれども、こちらは充当率が90%でございます。90%の起債に対しまして、交付税措置が25%ということになります。

次に、2つ目の地方創生推進交付金事業でございますけれども、こちらは佐々駅舎の改修設計業務に対する起債でございます。充当率が90%、交付税措置が30%となっております。

次に、災害でございますけれども、充当率は100%でございます。こちらは、追加の事業に伴いまして単独事業債ということになりますので、交付税は48.2%となっております。

続きまして、変更。起債の目的（公営住宅建設事業債）公営住宅改修事業、補正前限度額7,620万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後限度額、1億380万円。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。

公営住宅の改修につきましては、今回、国庫補助の内示額が増に伴いまして、今回、地方債の増額の補正をさせていただいているところでございます。

次の5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括につきましては割愛をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

7ページ、上段になります。公共施設整備基金繰入金、6億7,000万円計上させていただいております。こちらにつきましては、令和2年度から6年度の庁舎整備に必要となる一般財源の所要額の取崩しをさせていただきまして、それを庁舎整備基金へ積立てを行うものでございます。

財政調整基金繰入金については、歳入歳出の不足ということで100万円の取崩しをさせていただいております。

3つ目の庁舎整備基金繰入金1,900万円につきましては、本年度の庁舎建設事業費へ充当を行うということで、取崩しをさせていただいております。

13ページをお願いいたします。

13ページ、上から2つ目でございます。庁舎整備基金費ということで、先ほど御説明いたしました公共施設整備基金からの取崩しの分を庁舎整備基金への積立てということで6億7,000万円の計上を行っているところでございます。

企画財政課からは、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すいません、9ページお願いいたします。

12目の庁舎建設事業費でございます。庁舎建設に係ります基本設計・実施設計業務委託料、こちらにつきましては前金分の3割、残りの7割につきましては、先ほど財政課長が説明しました3ページの債務負担行為ということで7,210万円を計上させていただいております。

あと、その他、地質調査、工事測量、それとオフィス環境設計、解体工事設計、アスベスト調査ということで計上させていただいておりますが、基本設計と庁舎建設工事のオフィス環境

整備業務、こちらにつきましては起債対象外という形で整理させていただいております。

あと、それに伴いまして、業者を選定するにあたる選定委員会の報酬と費用弁償の部分を計上させていただいております。人数につきましては、一応5人分を計上させていただいております。

よろしく願いいたします。

議長（川副 善敬 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません、10ページを見ていただければというふうに思います。

10ページの上のほうの3款民生費で、目で3目児童福祉施設費ですけれども、これにつきましては新型コロナウイルス感染症の関係で、4月25日から5月2日までの県が示しました休業要請期間中における登園自粛要請に係る休園をなされた保護者に対して、保育料と副食費の返還をするものでございます。

上のほうに説明欄で35万7,000円と、下が町外ということで13万5,000円というふうにかかせていただいておりますけれども、この35万7,000円については、町内分の保育料の分として332人分、副食費分として625人分がこの中のほうに入っております。

また、13万5,000円につきましては、町外ということになりますけれども、保育料の分が延べ39人分、副食費が延べ97人分というふうな形で今回予算を計上させていただいております。

今回、予算を計上させてはいただいているんですけども、といいますのが、例えば学童保育につきましても、保育料の歳入に係るものもありますけれども、今後の入退所等で移動が伴う増減が見込まれるものですから、今回、歳入予算の補正は行っておりませんが、これにつきましては歳入金からの還付というふうな対応をさせていただこうかというふうに考えているところでございます。歳入金からの還付を予定しておりますのが、保育料が延べ364人分で34万6,000円、また副食費につきましては171人分で3万円ということになります。

それから、町外の方、町外への保育園に行かれています方もありますので、73人分の6万7,000円ということになっております。

また、学童保育につきましては、全体で2,461人分、延べになりますけれども、49万2,200円を予定しているところでございます。

すいません、こちらのほうで歳出予算のほうはありますけれども、歳入予算については計上しておりませんが、歳入金の前払という形で対応をさせていただく予定にしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（川副 善敬 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すいません、12ページをお願いいたします。

まず、1目の住宅管理費でございますが、先ほど財政課長からありましたように、国の内示額の増によりまして、14節工事請負費につきまして5,584万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、近年の内示率を勘案しまして、要望額の60%程度で当初予算を見込んで計上したところでございますけれども、本年度の住宅関係の内示が90%となりましたので増額ということになりまして、お願いするものでございます。

次に、一番下のほうの1目土木施設災害復旧費でございますが、これも14節工事請負費の

1,801万円の増額をお願いするものでございます。災害復旧事業につきましては、前年度からの繰越しをお願いしまして工事を進めているところでございますけれども、工事を進める中で追加工事等が必要になっております。その関係で、繰越予算内では予算が不足するということになりましたので、今回補正をして、併せて工事を行い、災害復旧工事を実施するものでございます。

なお、この中に国庫負担対象事業費として330万円含まれております。そのうち国庫負担分が220万円程度あるわけでございますけれども、これにつきましては令和3年度に精算での交付ということで、過年度処理ということで受入れということになっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（川副 善敬 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

10ページを御覧ください。

10ページの中段でございます4款2項3目し尿処理費の12節委託料のし尿・浄化槽汚泥分析業務委託料ということで18万円を計上させていただいておりますが、これにつきましては、昨年度、令和元年度まではし尿の前処理施設の建設の様々な検討をするにあたりまして、し尿と浄化槽汚泥の水質の分析ということで、し尿と汚泥の浄化槽を混ぜた状態、神田にございます中継槽の中の水質を検査をしておったところですが、ところが、今後検討を進めていって、その設計に入っていきます段階で、し尿と汚泥の浄化槽の水質が別々に必要だということになりまして、それに伴いましてこの委託料が増額になるために補正を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

予算書の6ページのほうをお願いいたします。

6ページ、歳入のほうになりますが、14款国庫支出金7目商工費国庫補助金ですが、こちらで地方創生推進交付金のほうを計上しておりますが、2分の1の補助のほうをこちらのほうで受入れを行うもので計上しておりますが、内容につきましては、また歳出のほうで御説明をさせていただきます。

それと、15款県支出金のほう、4目農林水産業費県補助金、農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金ですが、こちらはため池ハザードマップ作成分になります。歳出のほうでまた説明のほうをさせていただきます。

続きまして、歳出のほうをお願いいたします。

ページは10ページのほうになりますが、6款農林水産業費8目農地費、まず12節の委託料のほうになりますが、こちら、ため池ハザードマップ作成業務委託のほうですが、追加補正ということになっております。今回、国の予算のほうがついたことから、当初計画をしておりました10か所のところを12か所として実施をするものというふうに考えております。

その下、大新田排水機場補修設計業務委託料ですが、こちらも追加補正となります。今年度より3年間かけまして大新田排水機場の長寿命化対策として補修のほうを行うわけですが、今年度は全体の実施設計のほうを予定し発注をしたところでございますが、その積算設計に係る

予算のほうを計上しておりませんでしたので、今回増額の計上をさせていただいたものです。

それと、この事業については補助事業でございますが、今年度、補助額内での実施を見込んでおりますので、その増額となる分を修繕料と調整のほうをしまして、そちらのほうは減額という形で上げさせていただいております。

次のページ、11ページのほうをお願いいたします。

同じく農地費の12節委託料のほうになります。中川原地区（大新田堰）仮設ポンプ撤去・再設置業務委託料、項目としましては新規計上になります。大新田井堰のほうが被災しまして、今年の作付けに仮設ポンプでの取水のほうを行っております。水中ポンプのほうを使用しておりますが、降雨時の際に河川の増水時においてそのポンプのほうを引き上げる必要がございます。当初の見込みではレンタル会社での引上げのほうを設定しておりましたが、河川に釜場のほうを設置した、くみ上げのほうを行っております。予定しました作業量では不足するというものでしたので、今回補正におきまして新規の作業委託という形で計上させていただいております。

関連しまして、13節の使用料及び賃借料において、先ほどのポンプの引上げの予定していました費用について減額をさせていただいております。

それと、18節負担金、補助金及び交付金ですが、こちら、中川原地区（大新田堰）の仮設ポンプ設置工事負担金にございますが、仮設ポンプの使用におきまして、隣接する電柱のほうから電力の供給を予定しており、負担金として当初50万のほうで計上しておりましたが、電柱のトランス及び引込線の電圧では電力が足りないということが分かりまして、敷設替えの工事が必要となりました。使用後の撤去費も含まれますので、今回不足しています費用負担分として計上させていただいております。

それと、下段のほうになりますけれども、7款商工費4目観光費、こちらで12節のほうの委託料で、佐々駅舎改修工事設計業務委託料と18節補助金のほうで佐々町観光協会補助金、こちらを合計で550万計上いたしております。こちらが地方創生交付金を使った今年度の事業でございますが、まずハード事業となる駅舎の設計を今年度行いまして、来年度に施工を目指すものでございます。

次に、交付金のソフト事業のほうを補助金において観光協会のほうで実施いただくよう考えております。内容は、観光協会の体制強化を図る活動やオリジナル商品の開発などの活動を実施していただくものというふうに思っております。

産業経済課は以上です。

議長（川副 善敬 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

失礼します。教育委員会から1件、補足説明させていただきます。

予算書12ページの中段でございます。

10款4項1目幼稚園費、施設型給付費負担金、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る登園自粛要請対応分ということで、先ほど住民福祉課長のほうからも保育所部門で説明がありましたが、新型コロナウイルス感染拡大を受け、緊急事態宣言が全国に拡大され、長崎県も対象地域となり、教育委員会の対応といたしましては、幼稚園関連で1号認定者を対象に登園自粛要請を行ったところでございます。この自粛要請期間中に副食を提供した園において、園児の延べ日数分に1日分の副食費相当額を乗じた額に対する保護者の負担軽減を図るものでございます。対象となる園は6園で、自粛日数に係る食数は延べ250食、1日当たりの副食費は225円という算定のもとで計算をしております。5万7,000円計上させていただ

ております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

これより質疑を行います。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

1点だけ、町営住宅の補助率が上がったということで今回予算計上されていますが、この分の工事の内容というのは、今年度予定されている工事というのはどういう工事になるのでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

この補正に係る部分で申しますと、今年度、60%計画したときには、末永団地の外壁改修工事を行うように予定しておりまして、全体で6棟あるんですが、そのうち4棟を当初予算では計上しております。

この補正によりまして、すいません、内示によりまして増加しました分を含めまして6棟全棟の外壁改修工事が可能ということで、今回工事をしたいということで考えております。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

よろしいですか。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

すいません、基本的なこと申しわけないんですけど。

7ページですね、公共施設整備基金関係で伺いたい。

前回、庁舎建設整備基金、学校施設等の整備基金の条例等々を定めてきたときに予算化がなされておらず、はてということで疑問に思っていたんですけども、今回、公共施設整備基金から取崩しをされ、庁舎整備基金のほうへ積立てをするという説明だったと思うんですが。

であれば、公共施設整備基金とはということに、結局、基金に積み立てるための基金ですかというところを財務規則及び条例等々に照らし合わせて妥当であるのかということに、前回のときに積立てしなかったのがちょっと疑義があるんですよ。

そもそも基金とは、目的基金であるわけですから、目的額を定め積み立てていくと。結局、でなければ、財政調整基金に積み立てるべきだと。

結果、何を申し上げたいかというと、今回、目的基金をそれぞれつくっていきましたね。そもそも公共施設整備基金27億あるやつはもう廃止するべきじゃなかったのかなと、整理をしますというふうな答弁も出てきていましたので、そのタイミングだったのではと。財政調整基金に積み立てておけば、とりあえず目的ができたときに財政調整基金から積み立てればよいわけじゃないかなというふうに私は感じるんですけども。基金に積み立てるための基金になっているのではないかというような認識がありましたので、ちょっといろいろずれましたが、その点は、そういうふうな結果的にそうなっているんですけども、財務規則、条例等に照らして妥当なのかという答弁を1点いただきたい。

11ページ、商工費の観光関係ですね。

産業建設文教、所管委員会の会議録も見させていただきましたし、私どもも、私は総務厚生委員会ですけど、調査をさせていただきましたが、調査の時点で事業費枠も何ら説明はいただかず、今回予算が上がってきた。それが悪いとは言わないんですが、観光協会自体のあるべき、目指すべきスタイルが、実に、私は議員ですけど、不透明なんですね、分からない。体制強化、特産品等々の目的は表現されましたけれども、結構ですよ、行うべきです、体制強化。

特産品も今までいろいろな取り組みをされてきましたが、なかなかいい方向に進まなかったという今までの例があったと。だめだったからチャレンジするのをやめようよということをお願いしているわけではないんですね。プランがよく固まっていないんじゃないかというふうな状況で、地方創生の推進交付金に飛びついているのではないかというふうな認識が私自身にありますので、佐々駅舎改修工事に関しましても、所管委員会のほうの委員さんたちが確認されている内容として、観光協会の施設というのほしななければならないけれども、また駅舎としての機能もあるわけですね。

だから、どのような、発注していかれるんですから、設計しないと分からないんでしょうけど、何か、こう目標というかスタイルが見えない状況で発進しているような感が否めないもんですから、もうちょっと分かりやすく詳細な説明をしていただけないかなと思います。

以上、2点。

議長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

まず、ページ7ページの公共施設整備基金に関してでございますけれども、公共施設整備基金の取り崩す処分の目的というところで、条例の中に、町有公共施設の整備に要する経費でほかにも財源を求めることができないと認められるときというところで、その公共施設の整備ということで今回は庁舎整備基金へ積み立てるための取崩しということで計上をさせていただきます。

結果的にそれを積み立てるための基金ではないかという御指摘でございますけれども、昨年度まで公共施設整備基金の庁舎でありますとかそういうところに整理ができていなかったもので、前回の3月議会のほうで条例を議決をいただいて、今回庁舎整備基金のほうに積み立てるということで、今回の補正予算を計上をいたしておるところでございます。

公共施設整備基金をなくして財政調整基金へ積み立てるべきではないかという御指摘もありますけれども、その公共施設整備というのはこの庁舎とかそういうところ以外にも、今年度の当初予算では体育施設費でありますとか文化会館費とかそういうところにも公共施設の整備ということで取崩しを行っております。公共整備基金については必要な基金ではなかろうかと、担当としては考えておるところでございます。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただきました商工費のほうですが、こちらで今回地方創生のほうを使いました駅舎改修という形と、あとソフト事業のほうを使いまして観光協会の体制強化と、あと商品の開発

という形を上げておりますけども。

駅舎につきましては、現在MRのきっぷ売りの販売をされていますが、それをまた同じような形でしていただく分と、併せまして事務局のほう、そちらのほうにおいて実施をいただくというふうに考えているところです。

その中で、観光協会の自主財源というところをしっかりとっていただくように、現在進めているところのお話になりますが、町の観光の部分も進める上でもそういった特産品の開発という形を進めていच्छやいます。

観光協会のほうにおいてになりますが、現在もその話し合いのほうを進めておられまして、お茶農家のほうを集められましてお茶のセットをした中で佐々町のお茶という形の販売ができないかというところで、現在検討をしております。

それと、あとお菓子店のほうの集まりとしまして、商品開発のほうを今進めておりまして、新たな商品という形で今後売り出していこうというふうに考えております。

それと、あと酒造業者のほうとタイアップした中でのお酒の販売というところも現在考えておられるところで、そちらのほうも進めていこうという中で考えておられまして、実際のところそういった事業の展開を進めていこうというところで観光協会のほうは考えていच्छやったところに、今回その地方創生交付金の事業が出てきましたので、そちらに併せて実施をしていこうというところで進めているところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

1 点目、公共施設整備基金ですね、公共施設、町は全て持っていますから、それは結局何にでも使えるという基金っていう認識でしかない。目的基金ですから、事業費が幾ら、何年計画でそのための自主財源が幾ら要るので年度ごと基金を積み立てていきましょうというのがあるべき姿ではないかなと。そういうふうに私は認識しているんですね。

では、公共施設整備基金の目的額は幾らと。決算余剰金が出たとき、結局こちらのほうに積み増しして、住民の福祉のために使うべき財源を留保していったというふうな捉え方もできないんですよ。目的額が定められていなかったということであればですよ、言い方悪いですけども。だから、そういったものを打破するために整理をしましょうということを同僚議員も申されていた経過があると思うんですね。

今回大きな庁舎及び学校等の事業費が明らかになり、それで条例化をして基金として積立てましょうというのが定められた。であれば、そもそもあった27億を解体し、その際に分散をし、目的額が定まっていらないものについてはとりあえず財政調整基金に積み立てておくというのが、あるべき姿じゃないかなと。

結局、隠れ財政調整基金になっていませんか。その体制を、現在は変わっていませんので、私の質疑の仕方が、申しわけない、悪かったとすれば、幾らまで公共施設整備基金は積み立てる目標なんですかというのを確認をしておきたい。

11ページ、商工費の産業経済課長の答弁、私の聞き方が悪いんでしょうけど、協会の体制強化、本当必要です。するべきでしょう。今までの認識として、産業経済課長が事務局長を兼務されていたんじゃないかなというふうに私自身認識しているんですけど。そういった兼任を取り除いて独立をしてもらおうよというような、目指すべきスタイルは定まっているんでしょうかという質疑に変えますので、そのために補助事業が必要なのか、そういったのがもう大体見えてきていますから補助事業に進んでいっているんですよということなのかの確認だけさせて

いただきたいと思えます。

議 長（川副 善敬 君）
企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

公共施設整備基金を幾らまで積立てをするのかというところでございますけれども、現時点では幾らまで積立てをするというのは持ち合わせておりません。

議 長（川副 善敬 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただきました駅舎の分につきましては、今現在おっしゃいますとおり、私のほうで兼務の形で協会の事務局長のほうをさせていただいておりますけども、そちらから独立をしていただくようにですね、今回の事業のほうを使いまして、いろんな方策のところを考えていただくというところで、商品開発のほうを進めていただいているところになります。

そういった形で、独自の自主財源というところを持つような仕組みを今回の補助事業のほうを使っていただいで確立をしていただくというところの期間に3年間を持っていくというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（川副 善敬 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

町長、財政課長の答弁の中で、目標額は定まっていないと。目標額が定まっていない基金、おかしいと思うんですけど、目標額がないのであれば、基金は取り崩すべきだと。町長の考えをお伺いしたい。

予算は単年度主義で、皆さんが納めた税金を公共の福祉のために活用していただくというところの執行のトップであられますので、そこでいろいろな福祉増進をした中で決算剰余金が出てくるという分はやむなきかもしれないんですけど、でき得る限り予算は単年度有効活用をし、住民の福祉向上のために役立てるといふところがあるべき姿というふうに認識しておりますので、目標額がない整備基金は、私は廃止すべきと考えますが、町長の見解を再度お伺いしたい。

それと、先ほど産業経済課長の答弁として、観光協会の独立というのを目指した補助事業なんだという答弁であったと。首長として、その見解を総括してお伺いしたい。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

公共施設整備基金が今までずっとあって、これを分けて、はっきりした目的といいますか、庁舎建設基金であげたわけでございますけど、今までの公共施設整備基金が幾らまでなのかって、その金額というのは決めていないわけでございますけど、やはり町としましても、この公共施設整備基金については十分考えてやっていかなきゃならないと思っています。

しかしながら、やはり公共施設の整備にするためには一般財源がたくさん要るわけですので、そこら辺をよく調整しながら目的基金をつくるのがきちっと今後考えながらやっていかなきゃならないと思っていますので。

財政調整基金に積み立てればいいんじゃないかというお話もありました。ただ、全部、財政調整基金に積み立てるということは、私はそういうことは考えていませんので、その中で目的基金というのをきちっとやるべきではないかと思っていますので、今後十分その財政的なものというのとは考えていかなきゃならないと思っています。

それから、もう一つは地方創生の交付金事業で、3年間でやるということで、今回駅舎の改造をやると。駅舎も皆さん御存じのように、大変もう古くなっておりまして、丸太が前のほうはちょっと腐っているということもあります。

その中で、やはり、もう一つは観光協会というのがきちっとした方向性でやらなきゃならないということでございますので、この3年間でもってきちっとした方向性を定め、それから駅舎を観光協会とそれから佐々のMRの使う駅舎ということも考えて、十分佐々町の玄関口になり得るところでございますので、それを有効に活用してやはりやっていかなきゃならないと。

それから、観光協会のほうも、やはり先ほど課長も申しましたように、阿部議員も申されましたように、やはり町として観光協会の今までの在り方というのはなかなか難しいところがありますので、いい方向で運営をしていただいて、佐々町のためにも頑張ってくださいと、そういうことで、町としてこの3年間で地方創生の交付金、推進事業を今申請しているところでございますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

間もなく4時になりますけど、この案件が終わるまで、時間延長します。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

すいません、目標額がない基金は目的基金ではないのではないかという意見を申し上げて、質疑を終わりたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

私は、佐々町一般会計補正予算（第3号）議案に反対討論を行います。

残念ながら、反対せざるを得ません。私自身、当初予算ですね、残念ながら、当初予算についてもコンプライアンスが整っていない主旨の上程に対し反対をさせていただきました。今回は、私が行いました一般質問でも確認させていただいた佐々町庁舎建設についての予算計上がなされておりまして。その他必要な予算も、災害とか多数あるんですけど、残念ながら私は反対せざるを得ない。

理由としまして、これまで、令和元年10月、佐々町庁舎建設基本構想策定委員会を組織され、14名の委員さんと、12月に基本構想案を取りまとめ、パブリックコメント、一般の方々の意見も聴取されてきたと。また、そういった経過を経て、佐々町庁舎建設基本計画を取りまとめていると。もう基本構想・基本計画はセットでされたと。

しかし、これはですね、非常にタイミングが悪く、現在のコロナ禍以前の皆様の御意見の中の構想であったと。昨年度作成した建設構想はコロナ前の状況のものであると、スケジュールも含めてです。

2点目、基本設計や実施設計のベースとなるのは、建設構想であると考えますと、新たなガイドライン、新たな生活スタイルが加味された構想とはちょっと違うと。

それで、再度、せめて策定委員会の委員さんの意見聴取をする考えを一般質問で問いましたけれども、町長は行わないという答弁でありました。

また、そうした状況を地方債制度を設計している、町長はしきりにこの予算計上については起債の交付税措置ということを申されております。そういった起債制度を設計している国に要望及び相談をされたかと、首長、トップとしての活動をなされたかということを確認しましたがけれども、なされていないということでした。

庁舎は60年、70年使用する施設です。初年度にこければ60年、70年課題を残したままになってしまいます。また、事業費も変更等が重なれば不要となるものや必要なもの、事業費が増加することも否めないこととして考えられます。ここは一時中断をし、住民に寄り添った政策とすべきではないかと。

この事業は25億、通常の佐々町一般会計予算の半分を投入するということです。コロナ後を見据えた設計にならなければ手戻りが生じると、様々な専門家がコロナ後の社会を議論されております。社会情勢を見極めた上での対応が望ましいと、そういった動きをするのが今ではないかということで、現在の、私は建設には賛成なんですけれども、時期尚早と、政策タイミングが最悪であるという状況で、残念であります。反対せざるを得ませんので、私の反対討論とさせていただきます。

議 長（川副 善敬 君）

討論はありませんか。

6番。

6 番（永安 文男 君）

私は、この一般会計の補正予算（第3号）において、賛成の立場で討論をいたします。

今いろいろとこのコロナ禍の状況の中で大型事業を進めていくことについて、一度立ち止まって住民に寄り添った検討を加えていってはよくないかというようなお話でございましたけれども、庁舎建設は26年の3月に庁舎在り方検討委員会の資料作成から検討委員会、いろんな問題を検討、協議された中で、6年経過後の今年、そういう具体的な内容に至っておるわけでございます。

基本構想・基本計画に沿ってこうやって計画を進めていくという、総務委員会の所管事務調査でも町長がお話がありましたけれども、やはりこのタイミングで一般財源だけでこのいろいろ課題がある庁舎を建設していくことに関しては、いろんな問題があるというようなことですね、やはり心配されておりますとおり、財源的な問題、25億の中で18億の起債を使って4億5,000万の補助的経費といいますか、交付税措置がある財源を活用していくというようなことでお話がありました。やはりこの時期を逸したら、この大型事業は現実問題に、なおさら遠のくことだというふうに考えております。

おっしゃるとおり、コロナウイルスですね、こういう大型事業を果たしてやるべきかどうか

かという問題、それから住民にそうした周知を図っていくべきかとか、いろんな調査がなされたわけですが、やはり今までの検討、協議の中でですね、そういう問題も含めて結論に至っていると私は思っておりますので、この新庁舎に行く今までのこの旧庁舎の課題を考えたときにですね、やはり IS 値の問題とかバリアフリーの問題、それから災害対策でのやはり住民のよりどころ、防災拠点として造る庁舎、そういうふうなことをやるためには、やはりこの時期を逃してはできないんじゃないかというふうに思いますので、私は現実的に進行しているこの計画を進めるということで、今、設計業務が計上されている予算については賛成をいたします。以上です。

議 長（川副 善敬 君）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。議案第51号令和2年度佐々町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（16時07分 散会）